第十回国会衆議院

人事委員会議録第五号

昭和二十六年三月三十一日（土曜日）
午前十一時二十八分開議

出席委員
委員長　田中伊三次君
理事田中　重彌君　理事淵上房太郎君
理事松澤　兼人君　小澤佐重喜君
加藤陸太郎君　田中　豊君
西村　久之君　藤井　平治君
星島　二郎君　本間　俊一君
成田　知巳君　梨木作次郎君

出席政府委員
内閣官房長官　岡崎　勝男君
人事院事務官（事務総局給与局長）　瀧本　忠男君

委員外の出席者
議員　前尾繁三郎君
議員　有田　喜一君
議員　中原　健次君
専門員　安倍　三郎君

三月五日
委員松澤兼人君辞任につき、その補欠として門司亮君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日
委員加藤充君辞任につき、その補欠として河田賢治君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日
委員成田知巳君辞任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同月九日
委員勝間田清一君及び門司亮君辞任につき、その補欠として成田知巳君及び松澤兼人君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日
委員河田賢治君辞任につき、その補欠として梨木作次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十一日
松澤兼人君が理事に補欠当選した。

三月二日
国家公務員災害補償法案（内閣提出第六八号）（予）

二月二十四日
長野市外五市及び松代町外二町の地域給存続の請願（柄澤せき子君外一名紹介）（第七八八号）
旭村の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第七八九号）
鬼崎村の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第七九〇号）
三和村の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第七九一号）
大野町の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第七九二号）
京都市の地域給指定に関する請願（田中伊三次君紹介）（第七九三号）
小野町の地域給引上げの請願（岡田五郎君紹介）（第八二三号）
社町の地域給指定に関する請願（岡田五郎君紹介）（第八二四号）
伊豆七島の地域給引上げの請願（浅沼稲次郎君紹介）（第八二五号）
彦根市の地域給引上げの請願（堤ツルヨ君紹介）（第八二六号）
滝野町の地域給引上げの請願（岡田五郎君紹介）（第八二七号）
小樽市の地域給指定に関する請願（岡田春夫君外一名紹介）（第八四六号）
浦河町の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第八四七号）
國部町の地域給存続の請願（水谷長三郎君外一名紹介）（第八六五号）
八木町の地域給存続の請願（水谷長三郎君外一名紹介）（第八六六号）
富岡町の地域給指定に関する請願（小峯柳多君外一名紹介）（第八六七号）
石切町及び南高安村外六村の地域給指定に関する請願（前田種男君紹介）（第八六八号）
小野田市の地域給存続の請願（吉武惠市君紹介）（第八九三号）
人吉市の地域給存続の請願（福永一臣君紹介）（第八九四号）
湯本町、箱根町及び宮城野村外四箇村の地域給指定に関する請願（小金義照君紹介）（第八九五号）

三月六日
志段味荘職員の地域給指定に関する請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第九一七号）
長岡村の地域給指定に関する請願（鈴木幹雄君外二名紹介）（第九一八号）
久留米市の地域給存続の請願（淵上房太郎君紹介）（第九一九号）
千代田村の地域給指定に関する請願（鈴木幹雄君外二名紹介）（第九二〇号）
岩津町の地域給指定に関する請願（千賀康治君紹介）（第九二一号）
平和村の地域給指定に関する請願（鈴木幹雄君外二名紹介）（第九二二号）
東浦町の地域給指定に関する請願（久野忠治君紹介）（第九四五号）
長尾村の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第九四六号）
庄内町の地域給引上げの請願（田中萬逸君紹介）（第九四七号）
豊能郡下の地域給引上げの請願（田中萬逸君紹介）（第九四八号）
箕面町の地域給引上げの請願（田中萬逸君紹介）（第九四九号）
蒲郡、三谷両町の地域給引上げの請願（福井勇君外一名紹介）（第九五九号）
西条町及び寺西村の地域給引上げの請願（中川俊思君外一名紹介）（第九六〇号）
甲府市の地域給指定に関する請願（天野久君外一名紹介）（第九六九号）
谷村町外二箇町及び船津村の地域給指定に関する請願（天野久君外一名紹介）（第九七〇号）
塩山町の地域給指定に関する請願（天野久君一名紹介）（第九七一号）
福知山市の地域給指定に関する請願（前尾繁三郎君紹介）（第九七五号）
川辺郡下の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第九七六号）
川西町の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第九七七号）
八千種村の地域給存続の請願（堀川恭平君紹介）（第九七八号）
綾部市の地域給引上げの請願（前尾繁三郎君紹介）（第九七九号）
東郷村の地域給引上げの請願（川本末治君紹介）（第九九六号）
今伊勢町の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第九九七号）
舞鶴市の地域給存続の請願（田中伊三次君紹介）（第九九八号）
温泉町湯、細田地区の地域給指定に関する請願（有田喜一君紹介）（第九九九号）

同月七日
竹原町の地域給引上げの請願（山本久雄君紹介）（第一〇四八号）
西脇町の地域給引上げの請願（岡田五郎君紹介）（第一〇四九号）
倶知安町の地域給指定に関する請願（小川原政信君紹介）（第一〇五〇号）
豊平町の地域給引上げの請願（小川原政信君紹介）（第一〇五一号）
大津市の地域給引上げの請願（河原伊三郎君紹介）（第一〇五二号）
味間村の地域給引上げの請願（有田喜一君紹介）（第一〇五三号）
古市村の地域給引上げの請願（有田喜一君紹介）（第一〇五四号）
日置村の地域給引上げの請願（有田喜一君紹介）（第一〇五五号）
福住村の地域給引上げの請願（有田喜一君紹介）（第一〇五六号）
田口町の地域給引上げの請願（赤松勇君紹介）（第一〇五七号）
小鈴谷村の地域給引上げの請願（赤松勇君紹介）（第一〇五九号）
知立町の地域給引上げの請願（赤松勇君紹介）（第一〇六一号）
刈谷市の地域給引上げの請願（赤松勇君紹介）（第一〇六三号）
挙母町の地域給引上げの請願（三宅則義君紹介）（第一〇六四号）

津久見町の地域給指定に関する請願（村上勇君紹介）（第一〇六五号）
篠山町及び城北村外三箇村の地域給指定に関する請願（有田喜一君紹介）（第一〇六六号）
浦河町の地域給指定に関する請願（柄澤ぎん子君紹介）（第一〇六八号）
西尾町の地域給存続の請願（中垣國男君紹介）（第一〇六九号）
有松町の地域給引上げの請願（川本末治君紹介）（第一一〇四号）
矢本町の地域給指定に関する請願（佐々木更三君紹介）（第一一〇五号）
鹿兒島県下の地域給指定に関する請願（中馬辰猪君外二名紹介）（第一一〇六号）
瀬田町の地域給引上げの請願（堤ツルヨ君紹介）（第一一一八号）
四日市市の地域給指定に関する請願（川崎秀二君紹介）（第一一一九号）
可部町の地域給指定に関する請願（平川篤雄君紹介）（第一一二〇号）
安芸津町の地域給指定に関する請願（平川篤雄君紹介）（第一一二一号）
鷲津町の地域給引上げの請願（中村幸八君紹介）（第一一二二号）
氷見町の地域給引上げの請願（橋直治君紹介）（第一一二三号）
津田沼町外二箇町の地域給引上げの請願（片岡伊三郎君紹介）（第一一二四号）
旭川市の地域給指定に関する請願（佐々木秀世君紹介）（第一一二五号）
笠松町の地域給指定に関する請願（加藤鐐造君外一名紹介）（第一一二六号）
同月十二日
志段味村の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第一一六六号）
安城町の地域給引上げの請願（中垣國男君紹介）（第一一六七号）
室蘭市の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第一一八五号）
福井県下の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第一一九五号）
山口村の地域給指定に関する請願（有田喜一君紹介）（第一一九六号）
小野田市の地域給指定に関する請願（松澤兼人君外一名紹介）（第一一九七号）
小坂井町の地域給指定に関する請願（福井勇君紹介）（第一一九八号）
鳥取、米子両市及び倉吉、境両町の地域給存続の請願（門脇勝太郎君紹介）（第一二一〇号）
陶町の地域給指定に関する請願（平野三郎君紹介）（第一二一一号）
岡崎市の地域給指定に関する請願（千賀康治君紹介）（第一二一二号）
多田、東谷両村の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一二一三号）
神岡町の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一二一四号）
岐阜市の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一二一五号）
高山市の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一二一六号）
呉市の地域給存続の請願（宮原幸三郎君紹介）（第一二六一号）
小牧町の地域給指定に関する請願外五件（早稲田柳右ェ門君紹介）（第一二六三号）
亀山町の地域給引上げの請願（川崎秀二君紹介）（第一二六四号）
江別町の地域給指定に関する請願（小川原政信君紹介）（第一二六五号）
鳴尾村の地域給存続の請願（塩田賀四郎君紹介）（第一二六六号）
厳原町の地域給指定に関する請願（岡西明貞君紹介）（第一二六七号）
笠松町の地域給指定に関する請願（木村公平君紹介）（第一二六八号）
北海道の地域給指定に関する請願（伊藤郷一君紹介）（第一二六九号）
同月十六日
筑紫郡下の地域給指定に関する請願（池見茂隆君紹介）（第一二九四号）
福知山市の地域給指定に関する請願（田中伊三次君紹介）（第一二九五号）
水口町の地域給引上げの請願（堤ツルヨ君紹介）（第一二九六号）
忠海町の地域給指定に関する請願（中川俊思君紹介）（第一二九七号）
塩釜市浦戸地区の地域給指定に関する請願（佐々木更三君紹介）（第一二九八号）
名古屋市の地域給存続の請願（赤松勇君外二名紹介）（第一二九九号）
観音寺町の地域給存続の請願（田万廣文君紹介）（第一三〇〇号）
善通寺町の地域給指定に関する請願（田万廣文君紹介）（第一三〇一号）
淡河村の地域給引上げの請願（川西清君紹介）（第一三二九号）
草壁町及び西村外三箇村の地域給引上げの請願（玉置實君紹介）（第一三三〇号）
土庄町の地域給引上げの請願（玉置實君紹介）（第一三三一号）
池田町の地域給指定に関する請願（玉置實君紹介）（第一三三二号）
亀岡町の地域給指定に関する請願（前尾繁三郎君紹介）（第一三五〇号）
名寄町の地域給指定に関する請願（佐々木秀世君外二名紹介）（第一三五一号）
忠海町の地域給指定に関する請願（平川篤雄君紹介）（第一三五二号）
大竹町の地域給引上げの請願（山本久雄君外一名紹介）（第一三五三号）
明石市の地域給引上げの請願（川西清君紹介）（第一三五四号）
大宇陀町の地域給指定に関する請願（前田正男君紹介）（第一三五五号）
十四山村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三五六号）
丹陽村の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第一三五七号）
佐屋村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三五八号）
永和村の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第一三五九号）
神守村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六〇号）
鍋田村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六一号）
七宝村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六二号）
稲沢町の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第一三六三号）
中谷村外二箇村の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一三六四号）
市江村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六五号）
八開村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六六号）
飛島村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六七号）
美和村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六八号）
立田村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六九号）
電気通信職員の級別俸給表制定に関する請願（平川篤雄君紹介）（第一三九五号）
京都市の地域給指定に関する請願（大石ヨシェ君紹介）（第一四〇七号）
同月二十二日
柏町の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一四一八号）
坂出市の地域給引上げの請願（田万廣文君外一名紹介）（第一四一九号）
熱海市の地域給指定に関する請願（畠山鶴吉君紹介）（第一四二〇号）
余市町の地域給指定に関する請願（小川原政信君紹介）（第一四二一号）
丹生川村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二二号）
鞆田村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二三号）
水沢村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二四号）
坂下村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二五号）
中里村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二六号）
加太村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二七号）
柘植町に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二八号）
阿波村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二九号）
桜村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三〇号）
治田村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三一号）
山郷村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三二号）
関町に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三三号）
白瀬村に寒冷地手当支給に関する請

願（岡田春夫君紹介）（第一四三四号）
朝上村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三五号）
立田村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三六号）
玉滝村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三七号）
阿下喜町に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三八号）
千種村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三九号）
名張町外十五箇町村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四〇号）
石榑村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四一号）
東藤原村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四二号）
菰野町に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四三号）
上野市に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四四号）
古美村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四五号）
白川村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四六号）
丸柱村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四七号）
椿村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四八号）
野登村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四九号）
武雄町の地域給指定に関する請願（永井英修君紹介）（第一四五〇号）
土庄町の地域給引上げの請願（成田知巳君紹介）（第一四六五号）
仙台市の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一四六六号）
鳴尾村の地域給存続の請願（松澤兼人君紹介）（第一四六七号）
西脇町の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第一四六八号）
北海道下の地域給引上げ等に関する請願（玉置信一君紹介）（第一四六九号）
山鹿町の地域給存続の請願（坂本泰良君外一名紹介）（第一四七〇号）
大山村外五箇村の地域給引上げの請願（堀川恭平君紹介）（第一四七一号）
名古屋市の地域給存続の請願外一件（田島ひで君紹介）（第一四七二号）
西条町寺西地区の地域給指定に関する請願（中川俊郎君紹介）（第一五二七号）
網走市の地域給指定に関する請願（林好次君紹介）（第一五二八号）
佐賀市の地域給指定に関する請願（保利茂君外三名紹介）（第一五二九号）
公務員の給与改訂に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一五三〇号）

同月二十八日

上野町の地域給指定に関する請願（久野忠治君紹介）（第一五六一号）
常滑町の地域給指定に関する請願（久野忠治君紹介）（第一五六二号）
相模原町の地域給指定に関する請願（岩本信行君紹介）（第一五六三号）
安芸津町の地域給指定に関する請願（中川俊郎君紹介）（第一五八九号）
大河原、船岡両町の地域給指定に関する請願（庄司一郎君紹介）（第一五九〇号）
宇多津町の地域給指定に関する請願（田万廣文君紹介）（第一五九一号）
四日市市の地域給指定に関する請願（山手滿男君紹介）（第一五九二号）
米子市の地域給指定に関する請願（稲田直道君外一名紹介）（第一五九三号）
岡山市の地域給存続の請願（中原健次君外三名紹介）（第一五九四号）
静岡市の地域給引上げの請願（西村直己君紹介）（第一六二二号）
留萌市の地域給引上げの請願（玉置信一君紹介）（第一六二三号）
宮崎市外四市二町の地域給引上げ等の請願（田中不破三君外五名紹介）（第一六二四号）
有度村の地域給引上げの請願（西村直己君紹介）（第一六二五号）
嬉野町の地域給引上げの請願（中村又一君外一名紹介）（第一六四一号）
新宮村の地域給指定に関する請願（福田昌子君紹介）（第一六四二号）
亀山町の地域給引上げの請願（水谷昇君紹介）（第一六四三号）
杷木町の地域給指定に関する請願外一件（守島伍郎君紹介）（第一六五三号）
糸島郡下の地域給指定に関する請願（守島伍郎君紹介）（第一六五四号）
宗像郡下の地域給引上げの請願外一件（守島伍郎君紹介）（第一六五五号）

の審査を本委員会に付託された。

二月二十六日

中河内郡乙地区八町村の地域給引上げに関する陳情書（大阪府中河内郡南高安村村長大東貞雄外四十一名）（第二五九号）
守口市の地域給指定に関する陳情書（大阪府守口市長井上七郎）（第三一四号）

三月七日

旭町の地域給引上げに関する陳情書（愛知県東春日井郡旭町全官公職員連絡協議長谷口泰三外七十二名）（第三四八号）

同月十五日

勤務手当の決定に関する陳情書（東北七県北海道知事議長合同会議議長山形県知事村山道雄外十六名）（第三九七号）
玉野市の地域給引上げに関する陳情書（岡山県玉野市玉野市長太田尚爾）（第四一五号）

同月二十二日

仙台市の勤務地手当指定に関する陳情書（仙台市宮城県知事佐々木家壽治）（第四六五号）
明石市の地域給引上げに関する陳情書（明石市会議長伊藤英一）（第四六九号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選
国家公務員災害補償法案（内閣提出第六八号）（予）
請願

一　長野市外五市及び松代町外二町の地域給存続の請願（柄澤をを子君外一名紹介）（第七八八号）
二　旭村の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第七八九号）
三　鬼崎村の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第七九〇号）
四　三和村の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第七九一号）
五　大野町の地域給引上げの請願（早稲田柳右ェ門君紹介）（第七九二号）
六　京都市の地域給指定に関する請願（田中伊三次君紹介）（第七九三号）
七　小野町の地域給引上げの請願（岡田五郎君紹介）（第八二三号）
八　社町の地域給指定に関する請願（岡田五郎君紹介）（第八二四号）
九　伊豆七島の地域給引上げの請願（浅沼稲次郎君紹介）（第八二五号）
一〇　彦根市の地域給引上げの請願（堤ツルヨ君紹介）（第八二六号）
一一　滝野町の地域給引上げの請願（岡田五郎君紹介）（第八二七号）
一二　小樽市の地域給指定に関する請願（岡田春夫君外一名紹介）（第八四六号）
一三　浦河町の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第八四七号）
一四　園部町の地域給存続の請願（水谷長三郎君外一名紹介）（第八六五号）
一五　八木町の地域給存続の請願（水谷長三郎君外一名紹介）（第八六六号）
一六　富岡町の地域給指定に関する請願（小峯柳多君外一名紹介）（第八六七号）
一七　石切町及び南高安村外六村

の地域給指定に関する請願（前田種男君紹介）（第八六八号）

一八　小野田市の地域給存続の請願（吉武惠市君紹介）（第八九三号）

一九　人吉市の地域給存続の請願（福永一臣君紹介）（第八九四号）

二〇　湯本町、箱根町及び宮城野村外四箇村の地域給指定に関する請願（小金義照君紹介）（第八九五号）

二一　志段味荘職員の地域給指定に関する請願（早稲田柳右ヱ門君紹介）（第九一七号）

二二　長岡村の地域給指定に関する請願（鈴木幹雄君外二名紹介）（第九一八号）

二三　久留米市の地域給存続の請願（淵上房太郎君紹介）（第九一九号）

二四　千代田村の地域給指定に関する請願（鈴木幹雄君外二名紹介）（第九二〇号）

二五　岩津町の地域給指定に関する請願（千賀康治君紹介）（第九二一号）

二六　平和村の地域給指定に関する請願（鈴木幹雄君外二名紹介）（第九二二号）

二七　東浦町の地域給指定に関する請願（久野忠治君紹介）（第九四五号）

二八　長尾村の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第九四六号）

二九　庄内町の地域給引上げの請願（田中萬逸君紹介）（第九四七号）

三〇　豊能郡下の地域給引上げの請願（田中萬逸君紹介）（第九四八号）

三一　箕面町の地域給引上げの請願（田中萬逸君紹介）（第九四九号）

三二　蒲郡、三谷両町の地域給引上げの請願（福井勇君外一名紹介）（第九五九号）

三三　西条町及び寺西村の地域給引上げの請願（中川俊恩君外一名紹介）（第九六〇号）

三四　甲府市の地域給指定に関する請願（天野久君外一名紹介）（第九六九号）

三五　谷村町外三箇町及び船津村の地域給指定に関する請願（天野久君外一名紹介）（第九七〇号）

三六　塩山町の地域給指定に関する請願（天野久君外一名紹介）（第九七一号）

三七　福知山市の地域給指定に関する請願（前尾繁三郎君紹介）（第九七五号）

三八　川辺郡下の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第九七六号）

三九　川西町の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第九七七号）

四〇　八千種村の地域給存続の請願（堀川恭平君紹介）（第九七八号）

四一　綾部市の地域給引上げの請願（前尾繁三郎君紹介）（第九七九号）

四二　東郷村の地域給引上げの請願（川本末治君紹介）（第九九六号）

四三　今伊勢町の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第九九七号）

四四　舞鶴市の地域給存続の請願（田中伊三次君紹介）（第九九八号）

四五　温泉町湯、細田地区の地域給指定に関する請願（有田喜一君紹介）（第九九九号）

四六　竹原町の地域給引上げの請願（山本久雄君紹介）（第一〇四八号）

四七　西脇町の地域給引上げの請願（岡田五郎君紹介）（第一〇四九号）

四八　倶知安町の地域給指定に関する請願（小川原政信君紹介）（第一〇五〇号）

四九　豊平町の地域給引上げの請願（小川原政信君紹介）（第一〇五一号）

五〇　大津市の地域給引上げの請願（河原伊三郎君紹介）（第一〇五二号）

五一　味間村の地域給引上げの請願（有田喜一君紹介）（第一〇五三号）

五二　古市村の地域給引上げの請願（有田喜一君紹介）（第一〇五四号）

五三　日置村の地域給引上げの請願（有田喜一君紹介）（第一〇五五号）

五四　福住村の地域給引上げの請願（有田喜一君紹介）（第一〇五六号）

五五　田口町の地域給引上げの請願（赤松勇君紹介）（第一〇五七号）

五六　小鈴谷村の地域給引上げの請願（赤松勇君紹介）（第一〇五九号）

五七　知立町の地域給引上げの請願（赤松勇君紹介）（第一〇六一号）

五八　刈谷市の地域給引上げの請願（赤松勇君紹介）（第一〇六三号）

五九　挙母町の地域給引上げの請願（三宅則義君紹介）（第一〇六四号）

六〇　津久見町の地域給指定に関する請願（村上勇君紹介）（第一〇六五号）

六一　篠山町及び城北村外三箇村の地域給指定に関する請願（有田喜一君紹介）（第一〇六六号）

六二　浦河町の地域給指定に関する請願（柄澤ちも子君紹介）（第一〇六八号）

六三　西尾町の地域給存続の請願（中垣國男君紹介）（第一〇六九号）

六四　有松町の地域給引上げの請願（川本末治君紹介）（第一〇四号）

六五　矢本町の地域給指定に関する請願（佐々木更三君紹介）（第一一〇五号）

六六　鹿児島県下の地域給指定に関する請願（中馬辰猪君外二名紹介）（第一一〇六号）

六七　瀬田町の地域給引上げの請願（堤ツルヨ君紹介）（第一一一八号）

六八　四日市市の地域給指定に関する請願（川崎秀二君紹介）（第一一一九号）

六九　可部町の地域給指定に関する請願（平川篤雄君紹介）（第一一二〇号）

七〇　安芸津町の地域給指定に関する請願（平川篤雄君紹介）（第一一二一号）

七一　鷲津町の地域給引上げの請願（中村幸八君紹介）（第一一二二号）

七二　氷見町の地域給引上げの請願（橘直治君紹介）（第一一二三号）

七三　津田沼町外二箇町の地域給引上げの請願（片岡伊三郎君紹介）（第一一二四号）

七四　旭川市の地域給指定に関する請願（佐々木秀世君紹介）（第一一二五号）

七五　笠松町の地域給指定に関する請願（加藤鎌造君外一名紹介）（第一一二六号）

七六　志段味村の地域給引上げの請願（早稲田柳右ヱ門君紹介）（第一一六六号）

七七　安城町の地域給引上げの請願（中垣國男君紹介）（第一一六七号）

七八　室蘭市の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第一一八五号）

七九　福井県下の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第一一九五号）

八〇　山口村の地域給指定に関する請願（有田喜一君紹介）（第一一九六号）

八一　小野田市の地域給指定に関する請願（松澤兼人君外一名紹介）（第一一九七号）
八二　小坂井町の地域給指定に関する請願（福井勇君紹介）（第一一九八号）
八三　鳥取、米子両市及び倉吉、境両町の地域給存続の請願（門脇勝太郎君紹介）（第一二一〇号）
八四　陶町の地域給指定に関する請願（平野三郎君紹介）（第一二一一号）
八五　岡崎市の地域給指定に関する請願（千賀康治君紹介）（第一二一二号）
八六　多田、東谷両村の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一二一三号）
八七　神岡町の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一二一四号）
八八　岐阜市の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一二一五号）
八九　高山市の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一二一六号）
九〇　呉市の地域給存続の請願（宮原幸二郎君紹介）（第一二六一号）
九一　小牧町の地域給指定に関する請願外五件（早稲田柳右エ門君紹介）（第一二六三号）
九二　亀山町の地域給引上げの請願（川崎秀二君紹介）（第一二六四号）
九三　江別町の地域給指定に関する請願（小川原政信君紹介）（第一二六五号）
九四　鳴尾村の地域給存続の請願（塩田賀四郎君紹介）（第一二六六号）
九五　厳原町の地域給指定に関する請願（岡西明貞君紹介）（第一二六七号）
九六　笠松町の地域給指定に関する請願（木村公平君紹介）（第一二六八号）
九七　北海道の地域給指定に関する請願（伊藤郷一君紹介）（第一二六九号）
九八　筑紫郡下の地域給指定に関する請願（池見茂隆君紹介）（第一二九四号）
九九　福知山市の地域給指定に関する請願（田中伊三次君紹介）（第一二九五号）
一〇〇　水口町の地域給引上げの請願（堤ツルヨ君紹介）（第一二九六号）
一〇一　忠海町の地域指定に関する請願（中川俊思君紹介）（第一二九七号）
一〇二　塩釜市浦戸地区の地域給指定に関する請願（佐々木更三君紹介）（第一二九八号）
一〇三　名古屋市の地域給存続の請願（赤松勇君外二名紹介）（第一二九九号）
一〇四　観音寺町の地域給存続の請願（田万廣文君紹介）（第一三〇〇号）
一〇五　善通寺町の地域給指定に関する請願（田万廣文君紹介）（第一三〇一号）
一〇六　淡河村の地域給引上げの請願（川西清君紹介）（第一三二九号）
一〇七　草壁町及び西村外三箇村の地域給引上げの請願（玉置實君紹介）（第一三三〇号）
一〇八　土庄町の地域給引上げの請願（玉置實君紹介）（第一三三一号）
一〇九　池田町の地域給指定に関する請願（玉置實君紹介）（第一三三二号）
一一〇　亀岡町の地域給指定に関する請願（前尾繁三郎君紹介）（第一三五〇号）
一一一　名寄町の地域給指定に関する請願（佐々木秀世君外二名紹介）（第一三五一号）
一一二　忠海町の地域給指定に関する請願（平川篤雄君紹介）（第一三五二号）
一一三　大竹町の地域給引上げの請願（山本久雄君外一名紹介）（第一三五三号）
一一四　明石市の地域給引上げの請願（川西清君紹介）（第一三五四号）
一一五　大宇陀町の地域給指定に関する請願（前田正男君紹介）（第一三五五号）
一一六　十四山村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三五六号）
一一七　丹陽村の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第一三五七号）
一一八　佐屋村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三五八号）
一一九　永和村の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第一三五九号）
一二〇　神守村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六〇号）
一二一　鍋田村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六一号）
一二二　七宝村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六二号）
一二三　稲沢町の地域給指定に関する請願（江崎真澄君紹介）（第一三六三号）
一二四　中谷村外二箇村の地域給指定に関する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一三六四号）
一二五　市江村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六五号）
一二六　八開村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六六号）
一二七　飛島村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六七号）
一二八　美和村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六八号）
一二九　立田村の地域給引上げの請願（江崎真澄君紹介）（第一三六九号）
一三〇　電気通信職員の級別俸給表制定に関する請願（平川篤雄君紹介）（第一三九五号）
一三一　京都市の地域給指定に関する請願（大石ヨシエ君紹介）（第一四〇七号）
一三二　柏町の地域給指定に関する請願（松澤兼人君紹介）（第一四一八号）
一三三　坂出市の地域給引上げの請願（田万廣文君外一名紹介）（第一四一九号）
一三四　熱海市の地域給指定に関する請願（皇山鶴吉君紹介）（第一四二〇号）
一三五　余市町の地域給指定に関する請願（小川原政信君紹介）（第一四二一号）
一三六　丹生川村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二二号）
一三七　輌田村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二三号）
一三八　水沢村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二四号）
一三九　坂下村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二五号）
一四〇　中里村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二六号）
一四一　加太村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二七号）
一四二　柘植町に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二八号）
一四三　阿波村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四二九号）
一四四　桜村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三〇号）
一四五　治田村に寒冷地手当支給に

関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三一号）
一四六　山郷村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三二号）
一四七　関町に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三三号）
一四八　白瀧村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三四号）
一四九　朝上村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三五号）
一五〇　立田村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三六号）
一五一　玉滝村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三七号）
一五二　阿下喜町に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三八号）
一五三　千種村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四三九号）
一五四　名張町外十五箇町村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四〇号）
一五五　石榑村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四一号）
一五六　東藤原村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四二号）
一五七　菰野町に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四三号）
一五八　上野市に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四四号）
一五九　古美村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四五号）
一六〇　白川村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四六号）
一六一　丸柱村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四七号）
一六二　榊村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四八号）
一六三　野登村に寒冷地手当支給に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一四四九号）
一六四　武雄町の地域給指定に関する請願（永井英修君紹介）（第一四五〇号）
一六五　土庄町の地域給引上げの請願（成田知巳君紹介）（第一四六五号）
一六六　仙台市の地域給指定に関する請願（松澤兼八君紹介）（第一四六六号）
一六七　鳴尾村の地域給存続の請願（松澤兼人君紹介）（第一四六七号）
一六八　西脇町の地域給引上げの請願（松澤兼人君紹介）（第一四六八号）
一六九　北海道下の地域給引上げ等に関する請願（玉置信一君紹介）（第一四六九号）
一七〇　山鹿町の地域給存続の請願（坂本泰良君外一名紹介）（第一四七〇号）
一七一　大山村外五箇村の地域給引上げの請願（堀川恭平君紹介）（第一四七一号）
一七二　名古屋市の地域給存続の請願外一件（田島ひで君紹介）（第一四七二号）
一七三　西条町寺西地区の地域給指定に関する請願（中川俊思君紹介）（第一五二七号）
一七四　網走市の地域給指定に関する請願（林好次君紹介）（第一五二八号）
一七五　佐賀市の地域給指定に関する請願（保利茂君外三名紹介）（第一五二九号）
一七六　公務員の給与改訂等に関する請願（岡田春夫君紹介）（第一五三〇号）
一七七　上野町の地域給指定に関する請願（久野忠治君紹介）（第一五六一号）
一七八　常滑町の地域給指定に関する請願（久野忠治君紹介）（第一五六二号）
一七九　相模原町の地域給指定に関する請願（岩本信行君紹介）（第一五六三号）
一八〇　安芸津町の地域給指定に関する請願（中川俊思君紹介）（第一五八九号）
一八一　大河原、船岡両町の地域給指定に関する請願（庄司一郎君紹介）（第一五九〇号）
一八二　宇多津町の地域給指定に関する請願（田万廣文君紹介）（第一五九一号）
一八三　四日市市の地域給指定に関する請願（山手滿男君紹介）（第一五九二号）
一八四　米子市の地域給指定に関する請願（稲田直道君外一名紹介）（第一五九三号）
一八五　岡山市の地域給存続の請願（中原健次君外三名紹介）（第一五九四号）
一八六　静岡市の地域給引上げの請願（西村直己君紹介）（第一六二二号）
一八七　留萌市の地域給引上げの請願（玉置信一君紹介）（第一六二三号）
一八八　宮崎市外四市二町の地域給引上げ等の請願（田中不破三君外五名紹介）（第一六二四号）
一八九　有度村の地域給引上げの請願（西村直己君紹介）（第一六二五号）
一九〇　嬉野町の地域給引上げの請願（中村又一君外一名紹介）（第一六四一号）
一九一　新宮村の地域給指定に関する請願（福田昌子君紹介）（第一六四二号）
一九二　亀山町の地域給引上げの請願（水谷昇君紹介）（第一六四三号）
一九三　杷木町の地域給指定に関する請願外一件（守島伍郎君紹介）（第一六五三号）
一九四　糸島郡下の地域給指定に関する請願（守島伍郎君紹介）（第一六五四号）
一九五　宗像郡下の地域給引上げの請願外一件（守島伍郎君紹介）（第一六五五号）

○田中（重）委員長代理　これより会議を開きたいと存じます。

委員長がおさしつかえでございますので、しばらくの間私が委員長の職務を代行いたします。御了承願います。

議事に入ります前に、理事の補欠選任についてお諮りをいたします。去る三月五日、理事松澤兼人君が委員を辞任されましたので、現在理事一名が欠員となつております。この際理事の補欠選任を行いたいと存じまするが、これは先例によりまして、委員長において指名いたすことに御異議ございませんでしようか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中（重）委員長代理　それでは松澤兼人君を再び理事に指名いたします。

○田中（重）委員長代理　ただいまより、去る二月二日、当委員会に予備審査のために付託になりました国家公務員災害補償法案を議題といたします。政府より提案理由の説明を聽取いたします。官房長官。

国家公務員災害補償法案
国家公務員災害補償法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　補償及び福祉施設（第九条―第二十三条）
第三章　審査（第二十四条・第二十五条）
第四章　雑則（第二十六条―第三十四条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的及び効力）

第一条　この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第

九十三条から第九十五条までの規定に基き、同法第二条に規定する一般職に属する職員（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員、未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）に規定する未復員者である職員及び特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）に規定する特別未帰還者である職員を除く。以下「職員」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）を迅速且つ公正に行い、あわせて公務上の災害を受けた職員の福祉に必要な施設をすることを目的とする。

2　この法律の規定が国家公務員法の規定とでい触する場合には、国家公務員法の規定が優先する。

（人事院の権限）

第二条　人事院は、この法律の実施に関し、左に掲げる権限及び責務を有する。

一　この法律の完全な実施の責に任ずること。

二　この法律の実施及び解釈に関し必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

三　次条の実施機関が行う補償の実施についての総合調整を行うこと。

四　次条の実施機関が行う補償の実施について調査し、並びに資料の収集作成及び報告の提出を求めること。

五　第二十一条の補装具の支給並びに第二十二条の福祉施設の設置及び運営について調査し、報告を求め、及び総合調整を行うこと。

六　第二十四条の規定による審査の請求を受理し、審査し、及び判定を行うこと。

七　その他この法律に定める権限及び責務。

（実施機関）

第三条　人事院及び人事院が指定する国の機関（以下「実施機関」という。）は、この法律及び人事院規則で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責に任ずる。

2　前項の規定は、人事院にこの法律の実施に関する責任を免かれさせるものではない。

3　実施機関は、この法律及び人事院が定める方針、基準、手続、規則及び計画に従つて補償の実施を行わなければならない。

4　実施機関が第一項の規定により行うべき責務を怠り、又はこの法律、人事院規則及び人事院指令に違反して補償の実施を行つた場合には、人事院は、その是正のため必要な指示を行うことができる。

（平均給与額）

第四条　この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。但し、その金額は、左の各号の一によつて計算した金額を下らないものとする。

一　給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合においては、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

二　給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合においては、その部分の給与の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

2　前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二条第一項及び第二項の職員並びに商船管理委員会及び国民金融公庫の役職員を除く。）にあつては、俸給、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当とし（但し、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び石炭手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。

3　第一項に規定する期間中に、左の各号の一に該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。但し、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。

一　公務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつた日

二　産前産後の職員が、出産の予定日の六週間前から出産後六週間以内において勤務しなかつた日

三　国の責に帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日

四　職員団体の業務にもつぱら従事するための休暇の日

4　前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び前三項の規定によつて計算した平均給与額が著しく公正を欠く場合における平均給与額の計算については、人事院規則で定める。

5　前四項の規定によつて計算した平均給与額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額を平均給与額とする。

（損害賠償の免責）

第五条　国は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）による損害賠償の責を免かれる。

（第三者に対する損害賠償の請求）

第六条　国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度において補償の義務を免かれる。

（補償を受ける権利）

第七条　職員が離職した場合においても、補償を受ける権利は、影響を受けない。

2　補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

第八条　職員が公務上の災害を受けた場合においては、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者がこの法律によつて権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

第二章　補償及び福祉施設

（補償の種類）

第九条　補償の種類は、左に掲げるものとする。

一　療養補償
二　休業補償
三　障害補償
四　遺族補償
五　葬祭補償
六　打切補償

（療養補償）

第十条　職員が公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、国は、療養補償として、必要な療養の費用を支給する。

第十一条　前条の規定による療養の

範囲は、左に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　処置、手術その他の治療

四　病院又は診療所への収容

五　看護

六　移送

（休業補償）

第十二条　職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、国は、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給与額の百分の六十に相当する金額を支給する。

（障害補償）

第十三条　職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき別表第一に定める程度の身体障害が存する場合においては、国は、障害補償として、同表に定める障害の等級に応じ、平均給与額に同表に定める日数を乗じて得た金額を支給する。

2　別表第一に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。

3　左に掲げる場合の身体障害の等級は、左の各号のうち職員に最も有利なものによる。

一　第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級

二　第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、同項の規定による等級の二級上位の等級

三　第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、同項の規定による等級の三級上位の等級

4　前項の規定による障害補償の金額は、各ゝの身体障害に応ずる等級による障害補償の金額を合算した金額をこえてはならない。

5　既に身体障害のある者が、公務上の負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の金額から、従前の障害に応ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行う。

（休業補償及び障害補償の例外）

第十四条　職員が重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、国は、休業補償又は障害補償を行わないことができる。

（遺族補償）

第十五条　職員が公務上死亡した場合においては、国は、遺族補償として、職員の遺族に対して、平均給与額の千日分に相当する金額を支給する。

第十六条　前条に規定する職員の遺族は、左の各号に掲げる者とする。

一　配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二　子、父母、孫及び祖父母で、職員の死亡当時主として、その収入によつて生計を維持していたもの

三　前二号に掲げる者の外職員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2　前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3　職員が遺言又はその者の所属する実施機関の長に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、第一項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

第十七条　遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行うものとする。

（葬祭補償）

第十八条　職員が公務上死亡した場合においては、国は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、平均給与額の六十日分に相当する金額を支給する。

（打切補償）

第十九条　第十条の規定によつて補償を受ける職員が、療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、国は、打切補償として、平均給与額の千二百日分に相当する金額を支給することができる。

2　前項の規定により打切補償を行う場合においては、その後におけるこの法律の規定による補償は行わない。

（補償の分割）

第二十条　補償を受けるべき者が希望する場合においては、第十三条又は第十五条の規定による補償として、同条の規定にかかわらず平均給与額に別表第二に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわたつて毎年支給することができる。

2　前項の規定により補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が希望する場合においては、人事院規則の定めるところにより、その残額を一時に支給することができる。

（補装具の支給）

第二十一条　国は、職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、別表第一に定める程度の身体障害が存する場合において、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができる。

（福祉施設）

第二十二条　人事院及び実施機関は、公務上の災害を受けた職員の福祉に関して必要な左の施設をするように努めなければならない。

一　外科後処置に関する施設

二　休養又は療養に関する施設

三　職業再教育に関する施設

四　義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に関する施設

（労働基準法等との関係）

第二十三条　この法律に定める補償の実施については、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による災害補償の実施との間におけるつり合を失わないように十分考慮しなければならない。

第三章　審査

（審査）

第二十四条　実施機関の行う公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について異議のある者は、人事院規則に定める手続に従い、人事院に対し、審査の請求をすることができる。

2　前項の請求があつたときは、人事院は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

3　第一項の規定による審査の請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第二十五条　人事院は、前条第二項の規定により判定を行う場合には、従前の労働者災害補償保険審査官若しくは労働者災害補償保険審査会の決定又は裁判所の判決に矛盾しないようにしなければならない。

第四章　雑則

（報告、出頭等）

第二十六条　人事院又は実施機関は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、医師の診断を行い、又は検案を受けさせることができる。

2　前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する

法律（昭和二十五年法律第百十四号）による旅費を受けることができる。

（立入検査等）

第二十七条　人事院又は実施機関は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、その職員に、公務上の災害を受けた職員の勤務する場所、災害のあつた場所、又は病院若しくは診療所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2　前項の規定により人事院又は実施機関の職員が、その職権を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求によりこれを呈示しなければならない。

3　第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（時効）

第二十八条　補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。但し、補償を受けるべき者が、この期間経過後その補償を請求した場合において、実施機関が第八条の規定により、補償を受けるべき者に通知をしたこと又は自己の責に帰すべき事由以外の事由によつて通知をすることができなかつたことを立証できない場合には、この限りでない。

2　前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

（期間の計算）

第二十九条　この法律又はこの法律に基く人事院規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

（非課税等）

第三十条　この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十一条　補償に関する書類には、印紙税を課さない。

（無料証明）

第三十二条　実施機関の長又は補償を受けようとする者は、職員の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

（予算の計上）

第三十三条　補償、第二十一条の補装具の支給及び第二十二条の施設に要する経費は、公務上の災害に関する人事院の統計的研究の結果に基いて、予算に計上されなければならない。

（罰則）

第三十四条　左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者

二　第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

（経過規定）

2　職員に係る補償に相当する給与又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）に基いて国が支給する職員に係る給与のうち補償に相当するものの支給について異議のある者は、人事院に対して、審査を請求することができる。

3　前項の審査については、第二十四条から第二十七条までの規定を準用する。

（法令の改廃）

4　恩給法臨時特例（昭和二十三年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四条第一項の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第　号）若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による障害補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

第十一条中「労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四条第一項の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法若しくは労働基準法の規定による遺族補償又はこれらに相当する補償若しくは給付」に改める。

第十二条中「労働基準法第七十七条若しくは第七十九条の規定による補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四条の規定に該当するもの」を「国家公務員災害補償法第七十九条の規定並びに国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第　号）第一条に規定する職員に係る第七十五条から第八十八条までの規定」に改める。

5　厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項但書中「労働基準法第七十七条」を「国家公務員災害補償法第十三条若ハ労働基準法第七十七条」に、「労働基準法第八十二条」を「国家公務員災害補償法第二十条、労働基準法第八十二条」に改める。

第三十八条及び第三十九条第二項中「労働基準法第七十七条」を「国家公務員災害補償法第十三条若ハ労働基準法第七十七条」に改める。

第四十四条但書中「労働基準法第七十九条」を「国家公務員災害補償法第十五条若ハ労働基準法第八十二条」に、「労働基準法第八十二条」を「国家公務員災害補償法第二十条若ハ労働基準法第八十二条」に改める。

第四十七条中「労働基準法第七十七条」を「国家公務員災害補償法第十三条若ハ労働基準法第七十七条」に改める。

6　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第一項中「第六十八条の規定」を「第六十八条の規定並びに国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第　号）第一条に規定する職員に係る第七十五条から第八十八条までの規定」に改める。

第二項中「大蔵大臣」を「一般職に属する職員については人事院、特別職に属する職員については大蔵大臣」に改める。

7　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中第一項及び第三項を削り、第二項を第一項とする。

8　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中第一項及び第三項を削り、第二項を第一項とする。

9　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第五号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」を「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第　号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」に改める。

第六百七十二条第五号中「労働基準法」を「国家公務員災害補償法、労働基準法」に改める。

10　左に掲げる法令は、廃止する。

伝染病予防救治に従事する者の

手当金に関する件（明治三十三年法律第三十号）
官吏療治料給与の件（明治二十五年勅令第八十号）
伝染病予防救治に従事する者の療治料に関する件（明治三十三年勅令第百四十一号）
巡査看守療治料、給助料及弔祭料給与令（明治三十四年勅令第百四十九号）
巡査看守療治料、給助料及弔祭料給与令を警部補、消防士補及消防機関士補に準用するの件（明治四十三年勅令第百二十六号）
運輸部内職員の療養に関する件（大正三年勅令第百五号）
傭人扶助令（大正七年勅令第三百八十二号）
雇員扶助令（昭和三年勅令第百九号）
供給労働者扶助令（昭和七年勅令第二号）
航空勤務者一時賜金令（昭和十三年勅令第五百六十四号）
巡査看守療治料、給助料及弔祭料給与令を副看守長に準用するの件（昭和十五年勅令第八百七十号）
航空機乗員養成所生徒死傷手当金給与令（昭和十七年勅令第五百九十七号）
特殊試験従事者一時賜金令（昭和二十年勅令第二百六十五号）
特殊試験従事者保護賜金令（昭和二十年勅令第二百六十六号）
伝染病予防救治に従事し為に感染し又は死亡したる官吏に手当支給の件（明治十九年閣令第二十三号）

別表第一

等級	日数	身体障害
第一級	一、三四〇	一　両眼が失明したもの 二　その機能を廃したもの 三　精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五　両上肢をひじ関節以上で失つたもの 六　両上肢の用を全く廃したもの 七　両下肢をひざ関節以上で失つたもの 八　両下肢の用を全く廃したもの 九　一眼の視力が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
第二級	一、一九〇	一　両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二　両上肢を腕関節以上で失つたもの 三　両下肢を足関節以上で失つたもの 四　一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
第三級	一、〇五〇	一　両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二　その機能に著しい障害を残したもの 三　精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五　両手の手指の全部を失つたもの
第四級	九二〇	一　両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二　その機能に著しい障害を残すもの 三　両耳の聴力を全く失つたもの
第五級	七九〇	一　両眼の視力が〇・一以下になつたもの 二　両上肢を手関節以上で失つたもの 三　両下肢をひざ関節以上で失つたもの 四　両足を足関節以上で失つたもの 五　両上肢の用を全く廃したもの 六　両下肢の用を全く廃したもの 七　両足の足指の全部を失つたもの
第六級	六六〇	一　両眼の視力が〇・一以下になつたもの 二　両耳の聴力を全く失つたもの 三　一耳の聴力を失ひ他耳の聴力が耳かくに接すれば大声を解することができないもの 四　一上肢を手関節以上で失つたもの 五　一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六　両手の手指の全部を失つたもの 七　両足の足指の全部を失つたもの
第七級	五六〇	一　両眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの 二　両耳の聴力が四メートルの高さにおいてセンチメートル以上の音声を解することができないもの
第八級	四五〇	一　両眼が失明し、又は両眼の視力が〇・二以下になつたもの 二　両側の聴力を失つたもの 三　一上肢を手関節以上で失つたもの 四　一下肢をひざ関節以上で失つたもの 五　両足の足指の全部を失つたもの 六　両手の手指の全部を失つたもの 七　一上肢の三大関節の用を廃したもの 八　一下肢の三大関節の用を廃したもの 九　一上肢に仮関節を残すもの 一〇　一下肢に仮関節を残すもの 一一　一足の足指の全部を失つたもの 一二　一側の耳を失つたもの 一三　一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 一四　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残すもの 一五　精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 一六　両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 一七　両眼に鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 一八　両耳の聴力を全く失つたもの 一九　一手の二つ以上の指を失つたもの 二〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 二一　一手の二つ以上の指を失つたもの 二二　一手の二つ以上の指を失つたもの 二三　一手の二つ以上の指を失つたもの 二四　一手の二つ以上の指を失つたもの 二五　一手の二つ以上の指を失つたもの 二六　一手の二つ以上の指を失つたもの 二七　一手の二つ以上の指を失つたもの 二八　一手の二つ以上の指を失つたもの 二九　一手の二つ以上の指を失つたもの 三〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 三一　一手の二つ以上の指を失つたもの 三二　一手の二つ以上の指を失つたもの 三三　一手の二つ以上の指を失つたもの 三四　一手の二つ以上の指を失つたもの 三五　一手の二つ以上の指を失つたもの 三六　一手の二つ以上の指を失つたもの 三七　一手の二つ以上の指を失つたもの 三八　一手の二つ以上の指を失つたもの 三九　一手の二つ以上の指を失つたもの 四〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 四一　一手の二つ以上の指を失つたもの 四二　一手の二つ以上の指を失つたもの 四三　一手の二つ以上の指を失つたもの 四四　一手の二つ以上の指を失つたもの 四五　一手の二つ以上の指を失つたもの 四六　一手の二つ以上の指を失つたもの 四七　一手の二つ以上の指を失つたもの 四八　一手の二つ以上の指を失つたもの 四九　一手の二つ以上の指を失つたもの 五〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 五一　一手の二つ以上の指を失つたもの 五二　一手の二つ以上の指を失つたもの 五三　一手の二つ以上の指を失つたもの 五四　一手の二つ以上の指を失つたもの 五五　一手の二つ以上の指を失つたもの 五六　一手の二つ以上の指を失つたもの 五七　一手の二つ以上の指を失つたもの 五八　一手の二つ以上の指を失つたもの 五九　一手の二つ以上の指を失つたもの 六〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 六一　一手の二つ以上の指を失つたもの 六二　一手の二つ以上の指を失つたもの 六三　一手の二つ以上の指を失つたもの 六四　一手の二つ以上の指を失つたもの 六五　一手の二つ以上の指を失つたもの 六六　一手の二つ以上の指を失つたもの 六七　一手の二つ以上の指を失つたもの 六八　一手の二つ以上の指を失つたもの 六九　一手の二つ以上の指を失つたもの 七〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 七一　一手の二つ以上の指を失つたもの 七二　一手の二つ以上の指を失つたもの 七三　一手の二つ以上の指を失つたもの 七四　一手の二つ以上の指を失つたもの 七五　一手の二つ以上の指を失つたもの 七六　一手の二つ以上の指を失つたもの 七七　一手の二つ以上の指を失つたもの 七八　一手の二つ以上の指を失つたもの 七九　一手の二つ以上の指を失つたもの 八〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 八一　一手の二つ以上の指を失つたもの 八二　一手の二つ以上の指を失つたもの 八三　一手の二つ以上の指を失つたもの 八四　一手の二つ以上の指を失つたもの 八五　一手の二つ以上の指を失つたもの 八六　一手の二つ以上の指を失つたもの 八七　一手の二つ以上の指を失つたもの 八八　一手の二つ以上の指を失つたもの 八九　一手の二つ以上の指を失つたもの 九〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 九一　一手の二つ以上の指を失つたもの 九二　一手の二つ以上の指を失つたもの 九三　一手の二つ以上の指を失つたもの 九四　一手の二つ以上の指を失つたもの 九五　一手の二つ以上の指を失つたもの 九六　一手の二つ以上の指を失つたもの 九七　一手の二つ以上の指を失つたもの 九八　一手の二つ以上の指を失つたもの 九九　一手の二つ以上の指を失つたもの 一〇〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 一〇一　一手の二つ以上の指を失つたもの 一〇二　一手の二つ以上の指を失つたもの 一〇三　一手の二つ以上の指を失つたもの 一〇四　一手の二つ以上の指を失つたもの 一〇五　一手の二つ以上の指を失つたもの 一〇六　一手の二つ以上の指を失つたもの 一〇七　一手の二つ以上の指を失つたもの 一〇八　一手の二つ以上の指を失つたもの 一〇九　一手の二つ以上の指を失つたもの 一一〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 一一一　一手の二つ以上の指を失つたもの 一一二　一手の二つ以上の指を失つたもの 一一三　一手の二つ以上の指を失つたもの 一一四　一手の二つ以上の指を失つたもの 一一五　一手の二つ以上の指を失つたもの 一一六　一手の二つ以上の指を失つたもの 一一七　一手の二つ以上の指を失つたもの 一一八　一手の二つ以上の指を失つたもの 一一九　一手の二つ以上の指を失つたもの 一二〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 一二一　一手の二つ以上の指を失つたもの 一二二　一手の二つ以上の指を失つたもの 一二三　一手の二つ以上の指を失つたもの 一二四　一手の二つ以上の指を失つたもの 一二五　一手の二つ以上の指を失つたもの 一二六　一手の二つ以上の指を失つたもの 一二七　一手の二つ以上の指を失つたもの 一二八　一手の二つ以上の指を失つたもの 一二九　一手の二つ以上の指を失つたもの 一三〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 一三一　一手の二つ以上の指を失つたもの 一三二　一手の二つ以上の指を失つたもの 一三三　一手の二つ以上の指を失つたもの 一三四　一手の二つ以上の指を失つたもの 一三五　一手の二つ以上の指を失つたもの 一三六　一手の二つ以上の指を失つたもの 一三七　一手の二つ以上の指を失つたもの 一三八　一手の二つ以上の指を失つたもの 一三九　一手の二つ以上の指を失つたもの 一四〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 一四一　一手の二つ以上の指を失つたもの 一四二　一手の二つ以上の指を失つたもの 一四三　一手の二つ以上の指を失つたもの 一四四　一手の二つ以上の指を失つたもの 一四五　一手の二つ以上の指を失つたもの 一四六　一手の二つ以上の指を失つたもの 一四七　一手の二つ以上の指を失つたもの 一四八　一手の二つ以上の指を失つたもの 一四九　一手の二つ以上の指を失つたもの 一五〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 一五一　一手の二つ以上の指を失つたもの 一五二　一手の二つ以上の指を失つたもの 一五三　一手の二つ以上の指を失つたもの 一五四　一手の二つ以上の指を失つたもの 一五五　一手の二つ以上の指を失つたもの 一五六　一手の二つ以上の指を失つたもの 一五七　一手の二つ以上の指を失つたもの 一五八　一手の二つ以上の指を失つたもの 一五九　一手の二つ以上の指を失つたもの 一六〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 一六一　一手の二つ以上の指を失つたもの 一六二　一手の二つ以上の指を失つたもの 一六三　一手の二つ以上の指を失つたもの 一六四　一手の二つ以上の指を失つたもの 一六五　一手の二つ以上の指を失つたもの 一六六　一手の二つ以上の指を失つたもの 一六七　一手の二つ以上の指を失つたもの 一六八　一手の二つ以上の指を失つたもの 一六九　一手の二つ以上の指を失つたもの 一七〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 一七一　一手の二つ以上の指を失つたもの 一七二　一手の二つ以上の指を失つたもの 一七三　一手の二つ以上の指を失つたもの 一七四　一手の二つ以上の指を失つたもの 一七五　一手の二つ以上の指を失つたもの 一七六　一手の二つ以上の指を失つたもの 一七七　一手の二つ以上の指を失つたもの 一七八　一手の二つ以上の指を失つたもの 一七九　一手の二つ以上の指を失つたもの 一八〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 一八一　一手の二つ以上の指を失つたもの 一八二　一手の二つ以上の指を失つたもの 一八三　一手の二つ以上の指を失つたもの 一八四　一手の二つ以上の指を失つたもの 一八五　一手の二つ以上の指を失つたもの 一八六　一手の二つ以上の指を失つたもの 一八七　一手の二つ以上の指を失つたもの 一八八　一手の二つ以上の指を失つたもの 一八九　一手の二つ以上の指を失つたもの 一九〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 一九一　一手の二つ以上の指を失つたもの 一九二　一手の二つ以上の指を失つたもの 一九三　一手の二つ以上の指を失つたもの 一九四　一手の二つ以上の指を失つたもの 一九五　一手の二つ以上の指を失つたもの 一九六　一手の二つ以上の指を失つたもの 一九七　一手の二つ以上の指を失つたもの 一九八　一手の二つ以上の指を失つたもの 一九九　一手の二つ以上の指を失つたもの 二〇〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 二〇一　一手の二つ以上の指を失つたもの 二〇二　一手の二つ以上の指を失つたもの 二〇三　一手の二つ以上の指を失つたもの 二〇四　一手の二つ以上の指を失つたもの 二〇五　一手の二つ以上の指を失つたもの 二〇六　一手の二つ以上の指を失つたもの 二〇七　一手の二つ以上の指を失つたもの 二〇八　一手の二つ以上の指を失つたもの 二〇九　一手の二つ以上の指を失つたもの 二一〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 二一一　一手の二つ以上の指を失つたもの 二一二　一手の二つ以上の指を失つたもの 二一三　一手の二つ以上の指を失つたもの 二一四　一手の二つ以上の指を失つたもの 二一五　一手の二つ以上の指を失つたもの 二一六　一手の二つ以上の指を失つたもの 二一七　一手の二つ以上の指を失つたもの 二一八　一手の二つ以上の指を失つたもの 二一九　一手の二つ以上の指を失つたもの 二二〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 二二一　一手の二つ以上の指を失つたもの 二二二　一手の二つ以上の指を失つたもの 二二三　一手の二つ以上の指を失つたもの 二二四　一手の二つ以上の指を失つたもの 二二五　一手の二つ以上の指を失つたもの 二二六　一手の二つ以上の指を失つたもの 二二七　一手の二つ以上の指を失つたもの 二二八　一手の二つ以上の指を失つたもの 二二九　一手の二つ以上の指を失つたもの 二三〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 二三一　一手の二つ以上の指を失つたもの 二三二　一手の二つ以上の指を失つたもの 二三三　一手の二つ以上の指を失つたもの 二三四　一手の二つ以上の指を失つたもの 二三五　一手の二つ以上の指を失つたもの 二三六　一手の二つ以上の指を失つたもの 二三七　一手の二つ以上の指を失つたもの 二三八　一手の二つ以上の指を失つたもの 二三九　一手の二つ以上の指を失つたもの 二四〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 二四一　一手の二つ以上の指を失つたもの 二四二　一手の二つ以上の指を失つたもの 二四三　一手の二つ以上の指を失つたもの 二四四　一手の二つ以上の指を失つたもの 二四五　一手の二つ以上の指を失つたもの 二四六　一手の二つ以上の指を失つたもの 二四七　一手の二つ以上の指を失つたもの 二四八　一手の二つ以上の指を失つたもの 二四九　一手の二つ以上の指を失つたもの 二五〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 二五一　一手の二つ以上の指を失つたもの 二五二　一手の二つ以上の指を失つたもの 二五三　一手の二つ以上の指を失つたもの 二五四　一手の二つ以上の指を失つたもの 二五五　一手の二つ以上の指を失つたもの 二五六　一手の二つ以上の指を失つたもの 二五七　一手の二つ以上の指を失つたもの 二五八　一手の二つ以上の指を失つたもの 二五九　一手の二つ以上の指を失つたもの 二六〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 二六一　一手の二つ以上の指を失つたもの 二六二　一手の二つ以上の指を失つたもの 二六三　一手の二つ以上の指を失つたもの 二六四　一手の二つ以上の指を失つたもの 二六五　一手の二つ以上の指を失つたもの 二六六　一手の二つ以上の指を失つたもの 二六七　一手の二つ以上の指を失つたもの 二六八　一手の二つ以上の指を失つたもの 二六九　一手の二つ以上の指を失つたもの 二七〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 二七一　一手の二つ以上の指を失つたもの 二七二　一手の二つ以上の指を失つたもの 二七三　一手の二つ以上の指を失つたもの 二七四　一手の二つ以上の指を失つたもの 二七五　一手の二つ以上の指を失つたもの 二七六　一手の二つ以上の指を失つたもの 二七七　一手の二つ以上の指を失つたもの 二七八　一手の二つ以上の指を失つたもの 二七九　一手の二つ以上の指を失つたもの 二八〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 二八一　一手の二つ以上の指を失つたもの 二八二　一手の二つ以上の指を失つたもの 二八三　一手の二つ以上の指を失つたもの 二八四　一手の二つ以上の指を失つたもの 二八五　一手の二つ以上の指を失つたもの 二八六　一手の二つ以上の指を失つたもの 二八七　一手の二つ以上の指を失つたもの 二八八　一手の二つ以上の指を失つたもの 二八九　一手の二つ以上の指を失つたもの 二九〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 二九一　一手の二つ以上の指を失つたもの 二九二　一手の二つ以上の指を失つたもの 二九三　一手の二つ以上の指を失つたもの 二九四　一手の二つ以上の指を失つたもの 二九五　一手の二つ以上の指を失つたもの 二九六　一手の二つ以上の指を失つたもの 二九七　一手の二つ以上の指を失つたもの 二九八　一手の二つ以上の指を失つたもの 二九九　一手の二つ以上の指を失つたもの 三〇〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 三〇一　一手の二つ以上の指を失つたもの 三〇二　一手の二つ以上の指を失つたもの 三〇三　一手の二つ以上の指を失つたもの 三〇四　一手の二つ以上の指を失つたもの 三〇五　一手の二つ以上の指を失つたもの 三〇六　一手の二つ以上の指を失つたもの 三〇七　一手の二つ以上の指を失つたもの 三〇八　一手の二つ以上の指を失つたもの 三〇九　一手の二つ以上の指を失つたもの 三一〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 三一一　一手の二つ以上の指を失つたもの 三一二　一手の二つ以上の指を失つたもの 三一三　一手の二つ以上の指を失つたもの 三一四　一手の二つ以上の指を失つたもの 三一五　一手の二つ以上の指を失つたもの 三一六　一手の二つ以上の指を失つたもの 三一七　一手の二つ以上の指を失つたもの 三一八　一手の二つ以上の指を失つたもの 三一九　一手の二つ以上の指を失つたもの 三二〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 三二一　一手の二つ以上の指を失つたもの 三二二　一手の二つ以上の指を失つたもの 三二三　一手の二つ以上の指を失つたもの 三二四　一手の二つ以上の指を失つたもの 三二五　一手の二つ以上の指を失つたもの 三二六　一手の二つ以上の指を失つたもの 三二七　一手の二つ以上の指を失つたもの 三二八　一手の二つ以上の指を失つたもの 三二九　一手の二つ以上の指を失つたもの 三三〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 三三一　一手の二つ以上の指を失つたもの 三三二　一手の二つ以上の指を失つたもの 三三三　一手の二つ以上の指を失つたもの 三三四　一手の二つ以上の指を失つたもの 三三五　一手の二つ以上の指を失つたもの 三三六　一手の二つ以上の指を失つたもの 三三七　一手の二つ以上の指を失つたもの 三三八　一手の二つ以上の指を失つたもの 三三九　一手の二つ以上の指を失つたもの 三四〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 三四一　一手の二つ以上の指を失つたもの 三四二　一手の二つ以上の指を失つたもの 三四三　一手の二つ以上の指を失つたもの 三四四　一手の二つ以上の指を失つたもの 三四五　一手の二つ以上の指を失つたもの 三四六　一手の二つ以上の指を失つたもの 三四七　一手の二つ以上の指を失つたもの 三四八　一手の二つ以上の指を失つたもの 三四九　一手の二つ以上の指を失つたもの 三五〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 三五一　一手の二つ以上の指を失つたもの 三五二　一手の二つ以上の指を失つたもの 三五三　一手の二つ以上の指を失つたもの 三五四　一手の二つ以上の指を失つたもの 三五五　一手の二つ以上の指を失つたもの 三五六　一手の二つ以上の指を失つたもの 三五七　一手の二つ以上の指を失つたもの 三五八　一手の二つ以上の指を失つたもの 三五九　一手の二つ以上の指を失つたもの 三六〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 三六一　一手の二つ以上の指を失つたもの 三六二　一手の二つ以上の指を失つたもの 三六三　一手の二つ以上の指を失つたもの 三六四　一手の二つ以上の指を失つたもの 三六五　一手の二つ以上の指を失つたもの 三六六　一手の二つ以上の指を失つたもの 三六七　一手の二つ以上の指を失つたもの 三六八　一手の二つ以上の指を失つたもの 三六九　一手の二つ以上の指を失つたもの 三七〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 三七一　一手の二つ以上の指を失つたもの 三七二　一手の二つ以上の指を失つたもの 三七三　一手の二つ以上の指を失つたもの 三七四　一手の二つ以上の指を失つたもの 三七五　一手の二つ以上の指を失つたもの 三七六　一手の二つ以上の指を失つたもの 三七七　一手の二つ以上の指を失つたもの 三七八　一手の二つ以上の指を失つたもの 三七九　一手の二つ以上の指を失つたもの 三八〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 三八一　一手の二つ以上の指を失つたもの 三八二　一手の二つ以上の指を失つたもの 三八三　一手の二つ以上の指を失つたもの 三八四　一手の二つ以上の指を失つたもの 三八五　一手の二つ以上の指を失つたもの 三八六　一手の二つ以上の指を失つたもの 三八七　一手の二つ以上の指を失つたもの 三八八　一手の二つ以上の指を失つたもの 三八九　一手の二つ以上の指を失つたもの 三九〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 三九一　一手の二つ以上の指を失つたもの 三九二　一手の二つ以上の指を失つたもの 三九三　一手の二つ以上の指を失つたもの 三九四　一手の二つ以上の指を失つたもの 三九五　一手の二つ以上の指を失つたもの 三九六　一手の二つ以上の指を失つたもの 三九七　一手の二つ以上の指を失つたもの 三九八　一手の二つ以上の指を失つたもの 三九九　一手の二つ以上の指を失つたもの 四〇〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 四〇一　一手の二つ以上の指を失つたもの 四〇二　一手の二つ以上の指を失つたもの 四〇三　一手の二つ以上の指を失つたもの 四〇四　一手の二つ以上の指を失つたもの 四〇五　一手の二つ以上の指を失つたもの 四〇六　一手の二つ以上の指を失つたもの 四〇七　一手の二つ以上の指を失つたもの 四〇八　一手の二つ以上の指を失つたもの 四〇九　一手の二つ以上の指を失つたもの 四一〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 四一一　一手の二つ以上の指を失つたもの 四一二　一手の二つ以上の指を失つたもの 四一三　一手の二つ以上の指を失つたもの 四一四　一手の二つ以上の指を失つたもの 四一五　一手の二つ以上の指を失つたもの 四一六　一手の二つ以上の指を失つたもの 四一七　一手の二つ以上の指を失つたもの 四一八　一手の二つ以上の指を失つたもの 四一九　一手の二つ以上の指を失つたもの 四二〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 四二一　一手の二つ以上の指を失つたもの 四二二　一手の二つ以上の指を失つたもの 四二三　一手の二つ以上の指を失つたもの 四二四　一手の二つ以上の指を失つたもの 四二五　一手の二つ以上の指を失つたもの 四二六　一手の二つ以上の指を失つたもの 四二七　一手の二つ以上の指を失つたもの 四二八　一手の二つ以上の指を失つたもの 四二九　一手の二つ以上の指を失つたもの 四三〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 四三一　一手の二つ以上の指を失つたもの 四三二　一手の二つ以上の指を失つたもの 四三三　一手の二つ以上の指を失つたもの 四三四　一手の二つ以上の指を失つたもの 四三五　一手の二つ以上の指を失つたもの 四三六　一手の二つ以上の指を失つたもの 四三七　一手の二つ以上の指を失つたもの 四三八　一手の二つ以上の指を失つたもの 四三九　一手の二つ以上の指を失つたもの 四四〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 四四一　一手の二つ以上の指を失つたもの 四四二　一手の二つ以上の指を失つたもの 四四三　一手の二つ以上の指を失つたもの 四四四　一手の二つ以上の指を失つたもの 四四五　一手の二つ以上の指を失つたもの 四四六　一手の二つ以上の指を失つたもの 四四七　一手の二つ以上の指を失つたもの 四四八　一手の二つ以上の指を失つたもの 四四九　一手の二つ以上の指を失つたもの 四五〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 四五一　一手の二つ以上の指を失つたもの 四五二　一手の二つ以上の指を失つたもの 四五三　一手の二つ以上の指を失つたもの 四五四　一手の二つ以上の指を失つたもの 四五五　一手の二つ以上の指を失つたもの 四五六　一手の二つ以上の指を失つたもの 四五七　一手の二つ以上の指を失つたもの 四五八　一手の二つ以上の指を失つたもの 四五九　一手の二つ以上の指を失つたもの 四六〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 四六一　一手の二つ以上の指を失つたもの 四六二　一手の二つ以上の指を失つたもの 四六三　一手の二つ以上の指を失つたもの 四六四　一手の二つ以上の指を失つたもの 四六五　一手の二つ以上の指を失つたもの 四六六　一手の二つ以上の指を失つたもの 四六七　一手の二つ以上の指を失つたもの 四六八　一手の二つ以上の指を失つたもの 四六九　一手の二つ以上の指を失つたもの 四七〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 四七一　一手の二つ以上の指を失つたもの 四七二　一手の二つ以上の指を失つたもの 四七三　一手の二つ以上の指を失つたもの 四七四　一手の二つ以上の指を失つたもの 四七五　一手の二つ以上の指を失つたもの 四七六　一手の二つ以上の指を失つたもの 四七七　一手の二つ以上の指を失つたもの 四七八　一手の二つ以上の指を失つたもの 四七九　一手の二つ以上の指を失つたもの 四八〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 四八一　一手の二つ以上の指を失つたもの 四八二　一手の二つ以上の指を失つたもの 四八三　一手の二つ以上の指を失つたもの 四八四　一手の二つ以上の指を失つたもの 四八五　一手の二つ以上の指を失つたもの 四八六　一手の二つ以上の指を失つたもの 四八七　一手の二つ以上の指を失つたもの 四八八　一手の二つ以上の指を失つたもの 四八九　一手の二つ以上の指を失つたもの 四九〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 四九一　一手の二つ以上の指を失つたもの 四九二　一手の二つ以上の指を失つたもの 四九三　一手の二つ以上の指を失つたもの 四九四　一手の二つ以上の指を失つたもの 四九五　一手の二つ以上の指を失つたもの 四九六　一手の二つ以上の指を失つたもの 四九七　一手の二つ以上の指を失つたもの 四九八　一手の二つ以上の指を失つたもの 四九九　一手の二つ以上の指を失つたもの 五〇〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 五〇一　一手の二つ以上の指を失つたもの 五〇二　一手の二つ以上の指を失つたもの 五〇三　一手の二つ以上の指を失つたもの 五〇四　一手の二つ以上の指を失つたもの 五〇五　一手の二つ以上の指を失つたもの 五〇六　一手の二つ以上の指を失つたもの 五〇七　一手の二つ以上の指を失つたもの 五〇八　一手の二つ以上の指を失つたもの 五〇九　一手の二つ以上の指を失つたもの 五一〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 五一一　一手の二つ以上の指を失つたもの 五一二　一手の二つ以上の指を失つたもの 五一三　一手の二つ以上の指を失つたもの 五一四　一手の二つ以上の指を失つたもの 五一五　一手の二つ以上の指を失つたもの 五一六　一手の二つ以上の指を失つたもの 五一七　一手の二つ以上の指を失つたもの 五一八　一手の二つ以上の指を失つたもの 五一九　一手の二つ以上の指を失つたもの 五二〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 五二一　一手の二つ以上の指を失つたもの 五二二　一手の二つ以上の指を失つたもの 五二三　一手の二つ以上の指を失つたもの 五二四　一手の二つ以上の指を失つたもの 五二五　一手の二つ以上の指を失つたもの 五二六　一手の二つ以上の指を失つたもの 五二七　一手の二つ以上の指を失つたもの 五二八　一手の二つ以上の指を失つたもの 五二九　一手の二つ以上の指を失つたもの 五三〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 五三一　一手の二つ以上の指を失つたもの 五三二　一手の二つ以上の指を失つたもの 五三三　一手の二つ以上の指を失つたもの 五三四　一手の二つ以上の指を失つたもの 五三五　一手の二つ以上の指を失つたもの 五三六　一手の二つ以上の指を失つたもの 五三七　一手の二つ以上の指を失つたもの 五三八　一手の二つ以上の指を失つたもの 五三九　一手の二つ以上の指を失つたもの 五四〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 五四一　一手の二つ以上の指を失つたもの 五四二　一手の二つ以上の指を失つたもの 五四三　一手の二つ以上の指を失つたもの 五四四　一手の二つ以上の指を失つたもの 五四五　一手の二つ以上の指を失つたもの 五四六　一手の二つ以上の指を失つたもの 五四七　一手の二つ以上の指を失つたもの 五四八　一手の二つ以上の指を失つたもの 五四九　一手の二つ以上の指を失つたもの 五五〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 五五一　一手の二つ以上の指を失つたもの 五五二　一手の二つ以上の指を失つたもの 五五三　一手の二つ以上の指を失つたもの 五五四　一手の二つ以上の指を失つたもの 五五五　一手の二つ以上の指を失つたもの 五五六　一手の二つ以上の指を失つたもの 五五七　一手の二つ以上の指を失つたもの 五五八　一手の二つ以上の指を失つたもの 五五九　一手の二つ以上の指を失つたもの 五六〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 五六一　一手の二つ以上の指を失つたもの 五六二　一手の二つ以上の指を失つたもの 五六三　一手の二つ以上の指を失つたもの 五六四　一手の二つ以上の指を失つたもの 五六五　一手の二つ以上の指を失つたもの 五六六　一手の二つ以上の指を失つたもの 五六七　一手の二つ以上の指を失つたもの 五六八　一手の二つ以上の指を失つたもの 五六九　一手の二つ以上の指を失つたもの 五七〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 五七一　一手の二つ以上の指を失つたもの 五七二　一手の二つ以上の指を失つたもの 五七三　一手の二つ以上の指を失つたもの 五七四　一手の二つ以上の指を失つたもの 五七五　一手の二つ以上の指を失つたもの 五七六　一手の二つ以上の指を失つたもの 五七七　一手の二つ以上の指を失つたもの 五七八　一手の二つ以上の指を失つたもの 五七九　一手の二つ以上の指を失つたもの 五八〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 五八一　一手の二つ以上の指を失つたもの 五八二　一手の二つ以上の指を失つたもの 五八三　一手の二つ以上の指を失つたもの 五八四　一手の二つ以上の指を失つたもの 五八五　一手の二つ以上の指を失つたもの 五八六　一手の二つ以上の指を失つたもの 五八七　一手の二つ以上の指を失つたもの 五八八　一手の二つ以上の指を失つたもの 五八九　一手の二つ以上の指を失つたもの 五九〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 五九一　一手の二つ以上の指を失つたもの 五九二　一手の二つ以上の指を失つたもの 五九三　一手の二つ以上の指を失つたもの 五九四　一手の二つ以上の指を失つたもの 五九五　一手の二つ以上の指を失つたもの 五九六　一手の二つ以上の指を失つたもの 五九七　一手の二つ以上の指を失つたもの 五九八　一手の二つ以上の指を失つたもの 五九九　一手の二つ以上の指を失つたもの 六〇〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 六〇一　一手の二つ以上の指を失つたもの 六〇二　一手の二つ以上の指を失つたもの 六〇三　一手の二つ以上の指を失つたもの 六〇四　一手の二つ以上の指を失つたもの 六〇五　一手の二つ以上の指を失つたもの 六〇六　一手の二つ以上の指を失つたもの 六〇七　一手の二つ以上の指を失つたもの 六〇八　一手の二つ以上の指を失つたもの 六〇九　一手の二つ以上の指を失つたもの 六一〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 六一一　一手の二つ以上の指を失つたもの 六一二　一手の二つ以上の指を失つたもの 六一三　一手の二つ以上の指を失つたもの 六一四　一手の二つ以上の指を失つたもの 六一五　一手の二つ以上の指を失つたもの 六一六　一手の二つ以上の指を失つたもの 六一七　一手の二つ以上の指を失つたもの 六一八　一手の二つ以上の指を失つたもの 六一九　一手の二つ以上の指を失つたもの 六二〇　一手の二つ以上の指を失つたもの 六二一　一手の二つ以上の指を失つたもの 六二二　一手の二つ以上の指を失つたもの 六二三　一手の二つ以上の指を失つたもの

		もの
		五　一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の二の手指を失つたもの
		六　一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの
		七　一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
		八　一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの
		九　一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
		一〇　一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
第一一級	二〇〇	一　両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
		二　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
		三　一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		四　鼓膜の中等度の欠損その他により一耳の聴力が四十センチメートル以上では普通の話声を解することができないもの
		五　せき柱に奇形を残すもの
		六　一手の中指又は薬指を失つたもの
		七　一手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの
		八　一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの
		九　胸腹部臓器に障害を残すもの
第一二級	一四〇	一　一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
		二　一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
		三　七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
		四　一耳の耳かくの大部分を欠損したもの
		五　鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの
		六　一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
		七　一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
		八　長管骨に奇形を残すもの
		九　一手の中指又は薬指の用を廃したもの
		一〇　一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの
		一一　一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの
		一二　局部にがん固な神経症状を残すもの
		一三　男子の外ぼうに著しい醜状を残すもの
		一四　女子の外ぼうに醜状を残すもの
第一三級	九〇	一　一眼の視力が〇・六以下になつたもの
		二　一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
		三　両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
		四　一手の小指を失つたもの
		五　一手の母指の指骨の一部を失つたもの
		六　一手の示指の指骨の一部を失つたもの
		七　一手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの
		八　一下肢を一センチメートル以上短縮したもの
		九　一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの
		一〇　一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
第一四級	五〇	一　一眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
		二　三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
		三　上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
		四　下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
		五　一手の小指を廃したもの
		六　一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの
		七　一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの
		八　一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
		九　局部に神経症状を残すもの
		一〇　男子の外ぼうに醜状を残すもの

備考

一　視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状のあるものについてはきよう正視力について測定する。

二　手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三　手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第一指関節（母指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四　足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五　足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは第一指関節（第一の足指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六　各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

別表第二

種別	等級	日数
障害補償	第一級	二四〇
	第二級	二一三
	第三級	一八八
	第四級	一六四
	第五級	一四二
	第六級	一二〇
	第七級	一〇〇
	第八級	八〇
	第九級	六三
	第一〇級	四八
	第一一級	三六
	第一二級	二五
	第一三級	一六
	第一四級	九
遺族補償		一八〇

○岡崎政府委員　ただいま議題となりました国家公務員災害補償法案の提案理由を御説明申し上げます。

国家公務員の公務災害に対する補償制度につきましては、従来公務員の身分、職種等によりまして、それ〳〵異なる法令によつて行われたのでありますが、御承知のように、労働基準法施行のときから労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律によりまして、これらの法令による給与を労働基準法に規定された災害補償の基準にまで増額して実施して参つたのであります。しかしながらこの応急措置に関する法律は暫定的のものでありまして、実施上不備の点も多く、当然恒久的な法律の制定が必要とされておつたのであります。しかして国家公務員法におきましては、人事院がなるべくすみやかに国家公務員の災害補償制度を研究して、その成果を国会及び内閣に提出すべき旨を定めているのでありますが、今回この規定に基きまして、人事院より具体的意見の提出があつたのであります。そこで政府におきましては、その内容を検討いたしました結果、おおむね妥当と認めまして、ここにこれを国家公務員災害補償法案として国会に提出して、御審議をお願いすることとなつた次第であります。

この法律案は、国家公務員が公務上負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合に、国はその職員の使用者として、本人及びその遺族がそれによつて受ける損害を補償することを規定したものでありますが、以下その要点を御説明申し上げます。

第一の点は、人事院が人事行政の一

環たる補償の完全な実施の責任を負うものとして、人事院が指定する国の機関は、この法律、人事院規則等に従つて実施の事務を行い、人事院がその総合調整を行つて迅速かつ公正な補償の実施を確保しようとしたことであります。

第二の点は、補償の制度自体及びその実施につきまして、労働基準法、従つて又労働者災害補償保険法と均衡を保つことに努めたことであります。

第三の点は、補償の実施について異議のある者は、人事院に審査の請求をすることができるものとし、人事院がその審査に当ることといたし、もつて補償を受ける者の利益の保全をはかつたことであります。

以上申し述べました三つの点がこの法律案の眼目でありますが、このほか災害補償として支給される金品は非課税とし、また現行の労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律、恩給法等の条文の整理並びに従前の関係法令の改廃を行うことにいたしました。

なお公務災害補償のための予算につきましては、昭和二十六年度分として国会において御審議になつておりました昭和二十六年度予算案に一般会計及び特別会計合せて二億七千万円を計上いたしておる次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたす次第であります。

○田中(重)委員長代理　これにて提案理由の説明は終了いたしました。本案に対する質疑は一時延期いたします。

○田中(重)委員長代理　次に本委員会に前回の委員会以後付託となつておりまする請願の審査を一括して行いたいと思います。

この際請願審査の方法についてお諮りいたしまするが、前会以後本委員会に付託されました請願は、本日の請願日程に掲載してありまする通り合計百九十五件でありまするが、まず請願の紹介議員またはその代理者より請願の説明を聴取した後、政府側の意見をただし、それについて質疑または御意見があれば承るというような方式で審査を行い、請願についての可否の決定は後刻一括して行いたいと存じますが、この取扱いに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中(重)委員長代理　御異議がなければそのようにいたします。

それでは請願の審査に入りますが、紹介議員その他の都合によりましては日程の順序を委員長において随時変更して審査をいたすことがありまするから、あらかじめ御了承を願います。まず日程中第四五、第五一ないし第五四、第六一、第八〇は同一議員の紹介にかかる請願でありまするので、一括議題といたしまして紹介議員の説明を聴取いたします。紹介議員有田喜一君。

○有田喜一君　ただいま議題となつておりまするところの町村は、すなわち兵庫県篠山町及びその近村の城北村外三箇村、同じく兵庫県の味間村、古市村、日置村、福住村並びに温泉町湯、細田地区及び山口村、これらの町村に対しまして地域給の指定を仰ぎたいのであります。なるほど終戦直後の状況におきましては、これらの町村が京阪神地区と主食の点において多少の差異があつたのでありますが、最近の食糧事情から見まして、主食の価格もほとんど京阪神方面と差異がない状態に相なつておるのみならず、自由物資の関係では、日用雑貨品はむしろ京阪神方面よりもこれらの町村の方が高き状態でありまして、阪神方面までこれらの町村の人々は日常雑貨品を買出しに行く状態であります。しかるにこれらの町村は、ある一部のところは最低給の五%の地域給をもらつておるにすぎず、他の大部分はまだ地域給の恩典に浴しておらないのであります。承りますれば今回政府におかれましては地域給の全面的改訂があるやに承知いたすのでありますが、これらの町村の実情をよく御考慮くださいまして、ぜひとも地域給の恩典に浴するように御配慮あらんことをお願いする次第であります。

篠山町は有名な丹波の篠山でありますが、この町は非常に物価の高いところであるのみならず、一般の町と違いまして、町の中の町でありまして、郡部というか、農村部落を一つも持たない町であります。普通ならば、町があつて、周辺に農村部落を持つて町の形成をなすのでありますが、ここは大きな町があつて、そのもう一つ町の中が篠山町になつておるのであります。従いまして篠山町に地域給を現在五%、それ以上のものをぜひ与えてやつていただきますとともに、少くとも篠山町の町続きであるところの城北村外三箇村に対しまして、町続きのところは篠山町並に地域給をお願いしたいのであります。

なお味間村はいわゆる篠山町の玄関でありまして、篠山口駅なるものがあるところでありまして、これがまた篠山町に非常に接近した村であります。なお古市村、日置村、福住村、これは同じく篠山町の周辺の村でありまして、篠山町並みに行かなくても、少くとも最低五%の地域給の恩典に浴するようにお願い申し上げたいのであります。

温泉町は但馬でありますが、浜坂町から行くところでありまして、有名なる温泉のあるところであります。京阪神方面より浴客がたくさん常に参つておりまして、物価の相当高いところであります。すでに第一四次の地域給の指定のあつた際に問題にされて、まさに決定せられんとしておつたところでありますが、政府の都合によつて地域給の指定が遅れて、今日まで何らの恩典に浴さずに来ております。その特殊事情もよく御考慮くださいまして、お願い申し上げたいのであります。

山口村は生野町の隣の村でありまして、太平鉱業の神子畑鉱山のあるところであります。鉱山労働者は購買部の組織によりまして、日用品、雑貨品も相当有利に買えるのでありますが、その組織に漏れておるところの町村役場の吏員、あるいは郵便局員あるいは駅員その他の官公吏におきましては、組織網をもつての安い日用品を買うすべもないのでありまして、よくこの事情も御考慮くださいまして、地域給の恩典に浴するようにお願いしたいのであります。

以上はなはだ簡単でございますが、今日のこれらの地域における官公吏の生活状態をよく御考慮願いまして、今回御改訂の際、ぜひともこれが地域給の恩典に浴するように、本委員会におかれましてもこの請願の趣旨を了とせられまして、御採択あらんことを特に念願いたしまして、私の御説明を終りたいと思います。

○田中(重)委員長代理　ただいまの請願について政府側の御意見を聴取いたします。

○瀧本政府委員　地域給につきましては、人事院におきまして、この原案を慎重にただいま作成いたしておりまして、大部分につきましては大体の事務的な案の骨子を得ておるのでありますけれども、なお大都市周辺地域でありますとか、あるいは特定の事情がありますところにつきまして、ただいま研究を進めておるのであります。個々の地域につきましてただいま御意見を申し上げるということは適当と考えませんので、十分お話の点は伺いまして、われ〳〵作業を最後的に進めるために、いろ〳〵検討いたしたいというふうに考えております。

○田中(重)委員長代理　何か御質疑はございませんか。

○有田喜一君　人事院の御当局もよく事情は知つていただいておると思いますが、私は、地域給というものは、現在のようにあまり大都市と農村方面の中小都市との差を大きくすることは、よほど慎重に考えてもらうべき問題だと思う。地域給のはなはだしき相違があるために、学校の先生のごときも、異動をやる場合に非常に困難をしている。将来地域給はできるだけ差を少なからしめて、そうして広く浅く全地域に地域給が及び、また最後の段階としましては、むしろ給与ベースを根本的に改訂されまして、そうして地域給をだん〳〵と少からしめるというような方向をとつていただきたい。しかし実

際問題といたしましては既存権を尊重しなければなりませんので、人事院はこれらの根本的の改善案を持たれまして――つきましては、これについて原資もいるでありましようが、よく御検討くださいまして、今申しましたような方針によつて、地域給を漸進的にだんだんとよりよきものに改訂し、最後にはかようなものは廃止するような方針に進まれんことを特に念願いたして、先ほど申しましたこれらの地域に対しましても、特別の御考慮を賜わらんことを重ねて念願しまして、終ります。

○田中(重)委員長代理　それでは次に移ります。日程第三七、第四一並びに第一一〇を一括議題といたします。紹介議員前尾繁三郎君。

○前尾繁三郎君　ただいま政府の御答弁で、あるいは同様の御答弁に相なると思うのでありますが、簡単に私の紹介いたしております福知山市、綾部市、亀岡町の地域給について請願の趣旨を御説明申し上げます。

福知山市につきましては、同様な例が舞鶴にもあるわけでありますが、御承知のように福知山市は連隊のあつたところであり、舞鶴も軍港のあつたところでございます。従つて以前に御調査願いました物価指数等は、相当高いものが出ておつたのであります。その後軍港廃止あるいは連隊廃止というような関係で、一時諸物価が下つておつた時代もあるのであります。ところが最近は御承知のごとく、予備隊あるいは海上保安隊というようなものが設置されて参りまして、以前と同様に物価の指数は高く相なつておるのであります。おそらく最近給与の改訂をされる場合におとりになるCPSは、現在の実情には沿わぬものになつているのではないかということをおそれる次第であります。最近の実情をぜひ十分御調査願いまして、実情に沿つた地域給を御指定願うようにお願い申し上げたいと思うのであります。もちろん京阪地方からいろ〳〵なものを買い出さなくちやならぬというような関係にありますので、そういうような事情もあり、かたがた今申し上げたような事情で、従来の地域給を引下げるというような問題は、御調査願えば解消するものであると確信いたしておるのであります。十分実情に沿つた地域給を御指定願いたいということであります。しかるところ綾部市につきましては、従来から福知山、舞鶴に比べますと、一階級下に見られておつた、またあるいはそれが当時は実情に即しておつたのかもわかりませんが、しかしその当時でも、まつたくそう事情は違わないと考えているものでありまするし、なおまた市制をしきまして、福知山市と舞鶴市とまつたく隣接になつて参りました現状から考えますと、その中間の綾部市だけが低くなつておるということに非常な不合理を感じる次第でありまするし、なおまた実際に御調査願いましたならば、物価指数もあまりかわらぬということに相なるのじやないかと思います。あるいはいろ〳〵推定の資料などによりますと、低い資料が出ておるのじやないかということも考えられるのでありますが、実際に御調査願えれば、その点も十分おわかりになると思うのであります。なおまた亀岡町について申しましても、京都市から考えますとほとんど郊外に相なつておる次第であります。京都市の郊外ということでお考えを願つて参りませんと、また近い将来に特別市というような問題が起りましても、おそらくこれは京都市の中に入るものと考えられるのであります。そういうような点から申しましても、あるいは実際にお調べを願えれば、必ずや私は妥当な結論が得られるのじやないかということを考えておりますので、ぜひ十分実情を御調査願いますと、京都府下のこの三市のみではなく、京都府下全般について同様なことがあるいはいわれるのではないかと思うのでありますが、先ほど申しましたように、従来と事情がかわつていないということ、あるいは事情がかわつて引上げを要するというような点について御了解を得たい、かように考えましたので、こういうような請願をいたした次第でございます。どうぞよろしく御調査の上、御採択を願いたいと思います。

なおまた人事院の方にも重ねて申し上げまするが、単なる形式的な調査ではなしに、十分実情に沿つた御調査を願いたいということを申し上げまして、私の紹介の趣旨の説明を終りたいと思います。

○田中(重)委員長代理　ただいまの請願について、政府側の御意見を承りたいと思います。

○瀧本政府委員　先ほど有田議員に御説明申し上げましたように、人事院といたしましては、現在最後的な検討をいたしておりますので、必要があるものにつきましては、実地調査等も従来相当いたしたのでありますが、今後におきましても、問題があるところにはいたしたいと考えております。従来の地域給というものをCPSに沿つて申しますと、あるところは下げなければならぬというところもありますが、もと〳〵CPSというものの価値にも限界がありますので、やはりある程度の誤差というようなものは見込まなければならないというようなこともありまするし、いろ〳〵な事情がございます。また従来得られておりました地域給を、全体の額においては下らないといたしましても、なおかつ給与水準のあまり十分でない現在におきまして、それを下げるというようなことは相当問題があろうかというふうに存じております。われ〳〵の作業はでき得ればこれを従来の地域給から下げたくない、従来と申しますのは昭和二十六年一月以降施行の分でありますが、そういう方針で作業を進めておりますので、一言つけ加えて申し上げたいと思います。

○田中(重)委員長代理　何か御質疑はありませんか。――それでは次に移ります。

○田中(重)委員長代理　日程第一三、第七八、第七九、第八一、第八七ないし第八九、第一三二、第一六六ないし第一六八を一括議題といたします。紹介議員松澤兼人君。

○松澤委員　簡単に申し上げます。日程第一三の浦河町の地域指定でございますが、これは浦河町は北海道における道庁の支庁が存在しているただ一つの町でありまして、物価が非常に高く、大部分は漁民でありますが、その海産物は主として大きな取引によりまして道外に出て行くというようなことで、海産物自身もなか〳〵一般の消費者の手に入らないというような状態でありますし、食糧はもちろん不足しておりますので、特に浦河町におきまして、適当な地域給をつけていただきたいという請願であります。

次は第七八でございますが、室蘭市の地域給引上げの請願であります。御承知のように、室蘭は製鉄関係の大きな工場がたくさんありまして、物価が非常に高く、生活が非常に困難を極めているということで、ぜひとも適当な地域給をつけていただきたい、こういう趣旨の請願であります。

次の福井県下の地域給引上げの請願であります。これはCPS等の調査によりますと、北陸、東北方面におきましては、一般に相当指数が低くなつておる関係がありますが、しかし個別に当つて見ますと、それ〴〵理由がありまして、たとえば福井県の場合は非常に機業が盛んでありまして、そのために物価が非常に高くなつている。従いまして単に特別CPS等の調査だけでなくて、実際に物価がどういう状態にあるかという点を十分に検討していただきたいというのでありまして、たとえば福井、敦賀、武生の各市を四級地以上に指定してもらいたい。それから鯖江、小浜、大野、芦原、神明、三国、勝山、丸岡各町を三級地以上に、春江、金津町外六箇町を二級地以上に指定していただきたい、こういう請願であります。

次の第八一は小野田市の地域給指定でありますが、小野田もまたセメントその他重要産業の工場がたくさんありまして、物価が非常に高いので、他の都市と均衡のとれた地域給の指定をしてもらいたいという趣旨であります。

それから八七でありまするが、これ

は岐阜県の神岡町であります。神岡町は東洋最大の鉛、亜鉛の産地でありまして、鉱山労働者が多数生活しているのでありますが、そのために物価が高く、一般公務員は非常に困つているから、一割以上の勤務地手当を支給していただきたい、こういう趣旨であります。

八八の岐阜市の地域給の請願は、特別CPSの調査が五月と十一月に行われているのであります。この五月、十一月という月は岐阜市としては非常に生活力の減退した時期でありまして、四月は非常に大きな祭礼があるために五月は購買力が減つている。あるいは十一月は農繁期の終りであり、かつ十二月に相当大きな購買もしなければならないという時期で、十一月はやはり購買力の低い月でありますので、単なる特別CPSだけの調査によらず、実態に基いて名古屋と同様の地域給を指定していただきたい、こういうわけであります。

それから八九の高山市の請願でありますが、古くから高山市は政治、文化の中心地でありまして、消費都市として知られているところであります。商品は主として名古屋、岐阜の方面から、あるいはまた富山の方面から入つて来るので、運賃その他を考えて、物価はどうしても高くなつて来る。従つて特別消費者価格だけでなく、実際上の物価の状態をよく調査の上、四級地に指定されたいという請願であります。

それから一三二の柏町の地域給の請願でありますが、この千葉県の柏町は、最近東京都の郊外の住宅地として非常に人口が増加しておりまして、そのために物価は非常に高くなつているというので、適当な地域給をつけていただきたいという請願であります。

それから一六六の仙台市の地域給の指定であります。先ほども申し上げましたように、特別CPSの指数だけでいいますと、仙台も一般に指数が低く出ているのでありますが、実際上は必ずしもそうではなく、多少主食の点において安いものもありますけれども、一般の日用雑貨は相当高いから、従前通りの地域給を指定していただきたいという請願であります。

それから一六七の鳴尾村の地域給存続の請願でありますが、これは現在では西宮市に合併になつておりまして、それ以前は阪神間における唯一の村であつたわけであります。今回西宮市に合併になりましたので、請願の趣旨は多少違つているかと思いますが、従前最高の三割、現在二割五分地域給をつけてもらつているのでありますが、その地域給を存続していただきたいということであります。

それから一六八の西脇町の地域給の引上げでありますが、西脇町は兵庫県多可郡にある町であります。御承知のように、戦前もそうでありましたが、戦後は機業の中心で、非常に景気のいい町でありまして、特別CPSの数字も、東京を一〇〇にした場合に、一〇〇以上の数字が出ていたと記憶するのでありますが、そういう関係もございまして、ぜひ調査にふさわしい地域給をつけていただきたいという請願であります。

大体以上であります。

○田中(重)委員長代理　政府委員の意見をお聞きいたします。

○瀧本政府委員　ただいまの松澤さんの御説明、いろ〳〵たくさんあるのでありますが、中にはわれ〳〵の方ですでに手をつけておるものもあります。またお申出の件につきまして、今後とも時間の許す限り準備を進めて参りたいというふうに考えております。

○田中(重)委員長代理　御質疑はありませんか。――では次に移ります。

○田中(重)委員長代理　日程一八五、中原君。

○中原健次君　私は私の紹介いたしましたのが一件と、今日の余儀ない用務のために出席いたしておりません岡田春夫君の紹介いたしました三十二件を代理いたしまして御説明申し上げたいと思います。

まず第一番に、本日の請願の第一二にございます小樽市の地域給指定に関する請願でありますが、これは今回の地域給の改訂に伴いまして、あるいは従来支給されておりました給率が引下げられるのではないかという心配を多分に持つておるところから、この場合そういうような措置になることなく、従来小樽市の望んだように、甲地としての二〇%の地域給を支給されておりましたので、その現状を必ず割ることのないように維持していただきたい、こういう請願の趣旨であるわけであります。小樽市の現況につきましては、請願書に詳細にこのことを御指摘申し上げてありますので、請願書を中心に十二分の御検討を賜わりまして、少くとも二〇%の現状維持を御配慮いただくことを懇請申し上げます。

第二は、一三六以下二十八件でありますが、これは従来寒冷地手当を支給されていなかつたこれらの寒冷地が、請願書の中に詳しく御説明申し上げておりまするような実情のもとに、最も近い機会に寒冷地手当を支給していただくことのできまするように御配慮願いたい。これは三重県下の関係各町村でありますが、たとえばこの中の一つをとつて申しますると、三重県の員弁郡丹生川村等におきましては、現在も物価の程度が非常に高いばかりか、非常に気温が低くございまして、雪なども毎年四十センチあるいは六十五センチなどの積雪量を見ておるような状況であります。従いまして児童が登校いたしまする場合にも、非常な交通困難のためにしば〳〵臨時休校をしなければならなかつたというような実情もあるわけであります。ことにその間の交通等につきましても、非常に不便な土地でありますので、交通費も大量にかかるし、あるいは風や雪その他のために、電線等の故障あるいは停電などの関係で、ろうそくとか、あるいは石油代とか、いろ〳〵なものを必要とする状況にあるわけであります。従いまして寒冷地としての条件を十分具備しておるものと考えますので、以下各関係二十八箇町村の実情をお汲み上げいただきまして、寒冷地手当の支給のできますように御配慮願いたいと思うのであります。

その次に一七六でありますが、これは公務員の給与改訂に関する請願であります。この請願の趣旨につきましては、いまさらここで問題にいたしますることも不用なほどに、朝鮮動乱以後日本の全般にわたりまする経済状況の変動に伴いまして、あらゆる物資の価格が非常に高騰いたしましたことにつれまして、当然国家公務員その他万般の公務員につきましても、今日の給与の基準ではとうてい人たるに値するどころか、明日の任務につくすことさえ十分の用意ができないという実情であります。従いまして、この機会に人事院当局におかれまして、公務員の給与改訂に関する勧告を発していただきたい、こういうお願いの筋なのであります。この請願書によつても御理解いただけまするように、現在の物価あるいは生計費の実情というものが、どのように低く推算いたしましても、一万二千二百円を最低限度として給与額の御決定を願つたという実情に到達しておるわけであります。なおきようまでの間の時間のずれもありますので、その間の補塡のためには、生活補給金の臨時支給を御配慮願いたい、こういう筋合いになつておるわけであります。この趣旨につきましても、本請願書の説明その他いろ〳〵な参考文書を十分御判読いただきたいと思います。なお人事院当局におかれましては、すでにこのことについて十分お気づきでもございまするし、またCPS等によりましても、このことは否定することのできない実情にありますので、そういう諸点を御勘案くださいまして、ひとり政府の統計だけじやなく、一般民間各機関の研究調査に基きましてもわかりまするように、もはや寸時の猶予なりがたい状態にあるわけでございます。この点を御賢察たまわりまして、給与ベースの引上げ改訂のために積極的な御努力を賜わりたいと思うわけであります。

最後の第一八五号でありますが、これは岡山市の地域給存続に関する請願であります。この請願書は私外三名、

すなわち若林義孝、苅田アサノ、黒田壽男、四名の連名紹介になつておる案件であります。岡山市は御熟知をいただいておりますように、中国地方における要衝の地点であるばかりか、海を隔てまして四国との非常に緊密な関連がある地であります。従来岡山市は、生産都市でなく消費都市であるという一つの特徴もございますので、公務員の給与事情については、とりわけ深い理解を賜わらなければ、岡山市に勤務いたします公務員はとうてい十分の働きをすることも困難な実情に置かれておるわけであります。この請願の趣旨といたしましては、今回のベース改訂に伴いまして、地域給の切下げ部分が本俸に繰入れられることになりまして、このことにつきましてはもちろん異存がございませんで、むしろこのような措置は当然だと考えるのでありますが、この機会に実質賃金の引下げになるようなことのないように十分の御配慮が願いたいというのが第一項であります。

なお岡山市の請願といたしましては、そのような御取扱いの基礎としては、あくまで科学的かつ合理的に実態の調査を願いたい。そうして現在将来にわたりまして、全国他都市との均衡を失うことのないように御処置を煩わしたい。さらにその観点から、岡山県が従来までしば〳〵誤解されておりました一点を指摘いたしたいと思うのであります。と申しますのは、岡山は米産県である、そういうことのために、生活費も高くかからないであろう、こういう先入観が長い間支配いたしておりました。しかしそれはとんでもない逆の見解でありまして、もちろん岡山市の外における農作地におきましては、相当優秀な米を生産することは間違いがありません。従つて俗にいわゆる備前米と申しまして、非常に優秀な米をつくりますだけに、それだけに今日のような統制のもとにおきましては、しば〳〵巨大なる消費地から岡山県に向けて米の買上げ――はなはだ芳ばしくないことですが、やみ取引が非常に盛んでありまして、ために隣接の京阪神地方を初めとしまして、岡山県の米を買付けるという状況が活発でありまして、そういう関係から、むしろ岡山県下の最高の消費地であります岡山市といたしましては、やみ価格が非常に高くなつて来るという必然の条件に置かれておるわけであります。そういう関係から、米産県などという見解は、実はその逆の結果を来しておるということを御理解賜わりたいのであります。従つて生活費は安いというよりは、むしろ高いという現状におかれておるということを御理解願いたい。なお生計費のおもなる部分を占めておりまする主食という部分だけでなくて、その他の生活必需物資におきましても、岡山市のそういつた性格から、非常に気分的に物が高くなつて来るという現象があるわけであります。と申しますのは、京阪神の影響というものが非常に敏感に反映いたしまして、そうして不自然な物価の上昇という線が強く出て参つておるわけでありまして、こういうことは、岡山市の実情をつぶさに御検討いただきますれば御理解がいただけるわけなのであります。実はこのことにつきましてはいまさらではございません。給与問題をかつて大蔵省が管掌いたしておりました当時、大蔵省給与局におきましても、そういつた岡山市を中心とする岡山県の実情については、大体の御理解が願えておりました。従つてそれまで岡山市を中心とする岡山県下の各都市の地域給が非常に低きにおかれ、あるいは地域給が全然設定されておらない都市がたくさんあるわけでございますが、そういう実情について、その間の認識のあやまちが十分指摘されまして、これは考え直さなくてはいけないという実情に、もはやなつておつたわけであります。ところがたま〳〵大蔵省の所管事項である給与問題の取扱いが人事院に移管されましたその瞬間に、この問題を解決することができないままに実は延びておつたわけであります。そうしてようやくここに今到達いたしておるわけであります。そういうことが一つのバックになりまして、依然として岡山市に対する認識が低いのではなかろうか、こういうことを岡山市の公務員諸君は非常に心配しております。従いまして是正されたはずの認識を、必ずそのままにお取次ぎが願いたい、こういうのがこの請願の最も気づかう点なのでありまして、従つてこれが請願の趣旨なんでございます。もちろん岡山市は甲地の取扱いになつておりますが、今度のように段階がかわつて参りますと、あるいは意外に低いところへ押し下げられてしまうのではなかろうか、こういうことが気づかわれておるわけであります。従いまして、これは単なるエゴイズムから出発して、いわゆる多くの給率をもらうという考え方ではありません。岡山市におけるそういつた実情が、やむを得ずこのことを訴えさしておるわけでありまして、今度の改訂にあたりましても、少くとも従来の二割という線は絶対に確保していただきますことができまするように、このことをお願いするわけであります。しかも岡山市は御存じのように、これもまた戦災都市の一つでありまして、これを立て直して参りますためにも、市民は非常に困難をいたしております。またなおかつ回復も十分運んでおりませんし、遅々としております状況から、焼かれた家、焼かれた住宅もまだ放置されたままで、生活物資の補給もいまだにつかない状態におることを御理解賜わりたいと思うのであります。

なお基礎資料として常に引用されますCPSの問題でありますが、われわれはCPSを軽く見ようというのではありません。しかしながらこれはもはやたいていの皆さんがお気づきのように、CPSの計数必ずしも正確を期しておるとはいいがたい点があるわけであります。そこでこのCPSの調査の基礎となつておりまするあらゆる素材がさらに再検討されて、少くともCPSにたよればすべての物価、生計の状況がわかり、妥当適切に把握することができる、こういうことのできるように、CPSの基礎的な内容を固めていただきたいということを私どもは願うのであります。従つてそれだけに、今日のこの瞬間における御決定の基礎資料としてCPSに大きく依存されるということは、実情を把握しがたくなるおそれがあるのではなかろうか、こういうことを私は気づかうのでありまして、この点もあわせて御判断が願いたいと思います。

最後に、岡山市といたしまして特別なことがございます。それは岡山市に昔編入いたしました福浜、宇野、この地区が実は岡山市並みの扱いを受けておらないという矛盾があるわけであります。この福浜あるいは宇野という地区が編入になりましたのは、今からたしか二十三年前になるかと思うのであります。編入後二十数年を経過いたしました今日、依然としてこの地区が岡山市の取扱いのうち外に置かれておるということは、たとえばこの二地区に転勤など命ぜられました場合に、公務員としては非常に迷惑を感ずるのであります。同じ条件の中における福浜、宇野の地区において、勤務地手当が低い。こういうことはとんでもない実情との食い違いなのでありまして、これはこの機会に必ず是正していただくことのできまするよう、従いましてこの福浜、宇野地区をあらためてここに岡山市全般の給率の中に確実に繰入れを賜わりたいと思うのであります。

以上の趣旨を御説明申し上げまして、何とぞ当局の適切なる御判断によりまして、これらの諸請願に対するお取扱いを賜わりたいと思うのであります。

○田中(重)委員長代理　政府側の意見をお聞きいたします。

○瀬本政府委員　ただいまの御請願でありますが、この問題につきましては、われ〳〵目下作業を進めておりまして、従来二十五年度の決定というものは大体従前の線を踏襲いたしておつて、わずかの変更をいたしたのであります。現在におきましても、必ずしも適正な区分でないというふうにわれわれ考えておりますので、二十六年度におきましてはさらに一歩を進めまして、寒冷地域の再区分をいたそうとい

うことで、目下準備を進めております。この問題は、地域給の問題が片づきましたら、なるべく早くやりたいというふうに考えて、作業を進めておる次第でございます。

次に公務員給与ベース改訂の問題につきましては、昨年の五月以降におきまして、いろ〳〵物価の上昇等があつたことはすでに御存じの通りでありますが、ただわれ〳〵といたしましては、卸売物価でありますとか、あるいは小売物価の指数等もいろ〳〵出ておりますけれども、人事院で策定いたしております標準生計費、いわゆるマーケット・バスケットというものの価格の変動を一番重視いたしておる次第であります。昨年の十一月ごろまでにおきましては、いろ〳〵季節変動等も考慮して考えますと、世にいわれるほどの上昇はなかつたのではないかというふうにわれ〳〵考えておつたのであります。その後十二月、一月と研究を進めております。それで必要があれば、なるべく早い機会に勧告ができ得るように、事務当局といたしましては諸般の準備を進めておる次第であります。もつともこのことは、人事院におきましては人事官の会議、すなわち人事院会議でその必要性を認めました際に勧告をいたすということになるのでありまして、事務当局といたしましては、人事官が判断いたしますのにさしつかえないように、資料をたえず収集整理、また調整いたしておる次第であります。そのように御承知願いたいと思います。

それから地域給の点につきましては、お話のありました点で、先ほどもお答え申したと思いますが、われ〳〵は従来、すなわち二十六年の一月以降の率を下げるような措置はなるべく避けたいということで、それが一つの方針になつて、人事院といたしましては作業を進めておることを御承知願いたいと思います。

さらにある特定の市が、その周辺との関係でどういうふうであるかという問題につきましては、これまた細心の注意をいたしまして調査いたしております。あるものにつきましては、その市以外の隣接地域を含めて考える必要があるものもありまするし、またあるものにつきましては、市の中で区分する必要のあるものも起きて来るわけでありますが、そういうことにつきましては、ただ従前の例によるということでなくして、真にどのような必要性があるかということは、各種の観点から詳細にわれ〳〵の方としては研究いたしておりますので、そのことを申し上げておきたいと考えます。

○中原健次君　一言お伺いしておきたいのです。これは給与の決定の基準になる資料の問題でありますが、もちろん人事院におかれましても、その統計に主たる基礎を置くということは当然だと思います。しかし最近民間のあらゆる統計も非常に完備して参りました。従つてこれもまた注目すべき資料が多々あるわけであります。たとえば東洋経済のものなども、かなり周到な資料に基く調査がなされておるようであります。その他数々あることは御存じの通りであります。これら民間の資料は、こういう場合にまつたく資料として参考になさらないのか、それともかなりそこにも資料的価値をお認めになつておるのか、このことについて一言お聞きしておきたいと思います。

○瀧本政府委員　人事院が作業をいたします際に、いわゆる標準生計費、マーケット・バスケットを基礎にするということを申し上げたいのでありますけれども、また一方民間の公務員と同様の職務に従事いたしております従業員の給与がどうなつておるかということは、これはやはり一つの大きな資料になつておるのであります。この問題につきましても、現在民間で出ております資料で、それを全部的に使い得るというような資料は、われ〳〵今まで見あたつておらないというふうに考えております。現在一般に政府で発行されております資料にも満足すべきものがない、従いましてやむを得ず、人事院は自分でこれを作成するということを従来やつて参りました。将来におきまして、あるいはわれ〳〵の使い得るようなものがほかのところでできますれば、これはあるいは使うようなことになるかと思います。現在のところはやはりやむを得ませんので、人事院みずからこれを調製して使うということになつております。ただ民間の東洋経済の資料でありますとか、日銀の指数とか、いろ〳〵なものがありますが、これはもちろん資料としては参照いたしておりますが、全部的に俸給表を組み直す基礎資料としては使い得ない、こういうふうに考えております。

○田中(堂)委員長代理　次に日程第一三〇、電気通信職員の級別俸給表制定に関する請願につきまして、平川君の代理といたしまして、松澤兼人君より御説明願います。

○松澤委員　日程一三〇の電気通信職員の級別俸給表制定に関する請願でありますが、請願者は東京都千代田区大手町二丁目一番地全国電気通信従業員組合中央執行委員長久保等君であります。この請願の要旨は、電気通信職員の現業に従事している人たちは、その業務の複雑あるいは困難という点から、相当長年月の経験を必要とする特殊なものである、こういう前提に立ちまして、特別の俸給表が必要であるということであります。この特別俸給表に関しましては、法律二百九十九号の四条におきまして、民間の同一職種と均衡がとれていなければならない、あるいは国鉄、専売職員の給与等をも十分に考慮して定められなければならないということになつている。御承知のように、これまで郵政、電通の現業に従事していた職員のうちで、調整号俸が支給されておつたのでありますが、これが昨年末の給与改訂で、その調整号俸がほとんど半減しているというような状態にあるのであります。根本的に言いまして特別な取扱いをしなければならないところ、せつかくつけられておりました調整号俸も圧縮されてしまつたというようなことになつておるのでありまして、従いまして有能な職員が昇給、昇格の頭打ちの状態となり、かつ民間の同一職種の人たちとの間に相当大きな懸隔を生じて参つておりますし、また国鉄、専売に比しまして、二割以上の賃金の開きができて、電通職員は不当に低い賃金を強制されているという形になつている。大体この職員はほとんど身分的あるいは職階的に申しまして、いつまで勤めておりましても、課長であるとか、あるいはその他職階的にいつて昇進の道がないというような状態になつておりますので、現在の給与の不公正を是正するために、級別特別俸給表を制定していただきたい、こういう趣旨であります。この点は電気通信職員ももちろんでありますが、同時に郵政職員の現業に従事する人たちの間にもやはりそういう要求があるのでありまして、元来ならば郵政、電気通信というような官庁は現業官庁でありますし、現業職員であるというので、特別の取扱いをしなければならない。あるいはさらに議論をしますならば、これらの現業職員は一般公務員のわくからはずしてしかるべきであるという議論も成り立ち得るのであります。その根本的な問題は別といたしまして、少くとも国家公務員であるということであるならば、現業職員たるの特質を考えて他の特別俸給表を持つている人たちと同じように、特別な俸給表を新しくつくることが必要ではないか、こういうことが言えると思うのであります。この請願は、電気通信職員に対する級別俸給表を新しくつくつてもらいたいという請願なのでありまして、この点はひとつ御考慮願いたいと存じます。

○瀧本政府委員　請願の御趣旨はまことにごもつともであるというふうに感じます。人事院といたしましては、この問題を取上げて研究を進めたいと思いますし、現にすでにその研究は進んでおるのでありますが、職階制に基きます給与準則というものをわれ〳〵は近く設定しなければならない。給与ベースの改訂とそれが同時になりますか、あるいは時期が少々遅れますか、いずれにいたしましても、職階制に基く給与準則というものをわれ〳〵は非常に早期につくらなければならないこ

とになつておるのであります。この給与準則におきましては、現業職員の特殊性はもちろん職階制に基いてあるわけでありますから、こういうことを十分反映した俸給表をつくる必要があると考えております。電気通信職員の方から御要求のありますところも拝見いたしておりますけれども、なおわれわれといたしましては、現業の特殊性を十分考慮いたしまして、たとえば級の中における俸給の幅を相当広くするというような考慮をしなければならない、これは電通だけではございません。郵政職員についても同様でありますし、また研究職員でありますとか、あるいは教育職員というような方々、そういう官職につきましても、その実情に合うような俸給表をつくらなければならないと考えておりまして、この点については目下作業を進めております。近く給与準則というものの成案を得たいと考えておる次第でございます。

なおつけ加えて申し上げますが、従来いわゆる奨励給というような制度は公務員には認められていなかつたのでありますが、現業職員のある種のものにつきましては、そういう制度もまた必要ではないかとわれ／＼は考えておりまして、この点もあわせて研究を進めたいと思います。

○松澤委員　関連いたしまして、ただいまお話のありました研究職員でありますが、こういう研究職員の職階制による給与準則というものは、職階というものが具体的にきまらないうちは、級別特別俸給表とかあるいはまた人事院指令による俸給表とかいうような、暫定的な措置はできないものですか。あるいは暫定的に一応何かの形で調整して、それから給与準則に持つて行くというようなことになりますか、その点ひとつお伺いいたします。

○灘本政府委員　今松澤先生の言われました点もわれ／＼十分考えておるのであります。もし給与準則が非常に遅れるようなことがありますれば、そういう方法をとらなければならないのではないかと思つておりますが、今の見通しとしては、比較的順調に進んでおるというふうにわれ／＼は考えておりますので、その方で考えたいと思つております。なおついでに研究職員等の職級の設定等につきましても、学術会議等の意見も十分聞きまして、大体話がついておるのであります。こういう研究職につきましても、職級明細表を作成し得る段階にあります。従いまして、そういうものを基礎にいたしまして、給与準則というものをつくつて行きたいと考えております。

○田中(重)委員長代理　本日の日程中残余の分につきましては、その趣旨は文書表によつて十分了承しておりますので、紹介議員の説明聴取は省略いたし、ただちに本日の請願日程全部につきまして委員会の意思を決定いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中(重)委員長代理　御異議なしと認めます。

それではただいまより請願の採否を決定いたします。本日の請願日程中第一ないし第一七五、第一七七ないし第一九五の各請願は、いずれもその趣旨は妥当と認められますので、これらの各請願はいずれもこれを議院の会議に付し、採択の上、内閣に送付することを適当と認めるよう議決いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中(重)委員長代理　御異議なしと認めます。よつてさように決定をいたしました。

なお日程第一七六は採否の決定を延期いたします。

なお当委員会あてに多くの陳情書が参つておりますが、この趣旨はいずれも妥当と認められますから、これを内閣の方に送付いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中(重)委員長代理　ではさように決定いたします。

この際国家公務員災害補償法案の参議院審査の経過を待つために、暫時休憩をいたします。なお再開は放送をもつてお知らせいたしたいと存じますが、参議院において法案が本日中に議了しない見込みがつきました際には、委員長において休憩のまま散会の措置をとることといたします。

これにて休憩をいたします。

午後零時四十七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

請願に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年四月九日印刷
昭和二十六年四月十日発行
衆議院事務局
印刷者　印刷庁